

令和 7 年 6 月 24 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 2 号



令和 7 年 6 月  
第 439 回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 24 日 (火曜日)

出席議員 (56 名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一  
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清  
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一  
副 知 事 関 昇 一 郎  
副 知 事 新 田 恭 士  
危機管理部長 渡 邊 卓 志  
企画振興部長 中 村 徹  
企画振興部  
交通政策局長 村 井 昌 久  
総 務 部 長 須 藤 俊 一  
県民文化部長 直 江 崇  
県民文化部  
こども若者局長 酒 井 和 幸  
健康福祉部長 笹 渕 美 香  
環 境 部 長 小 林 真 人  
産 業 政 策 監 田 中 達 也  
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬  
産 業 労 働 部  
営 業 局 長 田 中 英 児  
観 光 ス ポ ー ツ 部 長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部  
国スポ・全障スポ  
大会 局 長 北 島 隆 英  
農 政 部 長 村 山 一 善  
林 務 部 長 根 橋 幸 夫  
建 設 部 長 栗 林 一 彦  
建 設 部  
リニア整備推進局長 室 賀 莊 一 郎  
会 計 管 理 者 兼  
会 計 局 長 柳 沢 由 里  
公 営 企 業 管 理 者  
企 業 局 長 事 務 取 扱 吉 沢 正  
財 政 課 長 塚 本 滉 己  
教 育 長 武 田 育 夫  
教 育 次 長 松 本 順 子  
教 育 次 長 清 水 寛  
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也  
警 務 部 長 長 瀬 悠  
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉  
議 事 課 長 小 山 雅 史  
議事課企画幹兼  
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子  
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香  
議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子  
総 務 課 主 査 東 方 啓 太  
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和7年6月24日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

---

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

---

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和7年6月24日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和7年6月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第21号 副知事の選任について

第22号 公安委員会委員の選任について

第23号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

---

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、事件案3件です。

「副知事の選任について」は、関昇一郎氏の再任をお願いするものであります。関氏は、この4年間、豊富な経験と高い調整力により、副知事として私を補佐して優れた実績を残しており、引き続き、山積する県政課題の解決に向け、その力を発揮いただきたいと考えております。

「公安委員会委員の選任について」は、柳平千代一氏の再任をお願いするものであります。柳平氏は、地方自治に関する幅広い経験を活かし、地域住民の安全・安心の確保に向けて、強い責任感を持って職務に取り組まれており、引き続き、委員として御尽力いただきたいと考えております。

「教育委員会委員の選任について」は、新たに教育委員会委員として、伴美佐子氏を選任したいと考えており、同意をお願いするものであります。伴氏は、これまで学校と地域住民の協働により子どもの成長を支える活動に精力的に取り組まれており、直面する教育課題に的確に対応していくためには、伴氏の経験と知見が必要であると考えております。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

---

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）皆さん、おはようございます。伊那市選出、酒井茂でございます。私は、今回は交通事故について質問をさせていただきます。

今、国内では、交通事故が多発しているところであり、高齢者によるもの、あるいは飲酒運転によるもの、さらには逆走による事故が多発しているところでございます。

県内における交通事故の状況を見てみますと、10年前に比べますと事故件数は大幅に減少しているところではありますが、ここ数年下げ止まりの状況となっております。また、県警高速隊が処理いたしました交通事故について見ますと、ここ数年大幅に増加しておりまして、課題となっております。

こうした中、中央道・長野道岡谷ジャンクションにおきます交通事故が多発しておりまして、社会問題化しているところでございます。

岡谷ジャンクションにおきましては、岡谷高架橋のリニューアル工事を現在実施しております。岡谷ジャンクションにつきましては、開通してから40年が経過し、路盤が劣化しておりまして、現在コンクリート床版の打ち替え工事を行っているところでございます。この工事は昨年から実施されているところでございますが、2029年まで続くとお聞きしております。気が遠くなるような大変長い期間であると考えます。

工事の施工に係る交通規制に伴いまして、事故が多発しております。人身事故も多数発生しておりまして、死亡者も出ているという状況でございます。事故件数は増えており、しかも頻繁に起きているという状況であります。

NEXCOのホームページを見ますと、工事の技術力の高さなどが強調されているところでありますが、工事による利用者への影響や交通事故の事故防止の観点の薄いと感じます。私は、今年3月から県の監査委員となりまして、これまでに比べて県庁などへ出張する機会が増えまして、中央道や長野道を利用することが格段に多くなっております。用務の都合によりまして、早朝や夕方のいわゆる渋滞時間帯の利用が多い状況であります。

リニューアル工事に伴う交通規制によりまして、私の運転時間は大幅に延びております。その上、交通事故が多発していることから、運転時のストレスは大きいものがあります。日帰りで往復する場合には、運転に伴う疲労感を強く感じているところであります。規制によりまして、特にトンネル内が渋滞いたしますけれども、暗い環境下で前の車に追突しないよう、また、そのために前方に注意を払っております。また、後続車から追突されはしないかとバックミラーを頻繁に見ながら、はらはらどきどきして運転している状況であります。特に、長野道上

り線の塩嶺トンネル内は恐怖を覚えるところでございます。6月6日の未明には、ジャンクション付近におきましてトラックが事故を起こしたため、6時間にわたり通行止めが続いたところでもあります。このとき、中央道と長野道の4区間が同時に通行止めになり、大きな影響が出ました。

そこで、知事にお聞きいたします。

岡谷ジャンクションのリニューアル工事による地域経済や企業の経営への影響について、県としてどのように捉えておられますか。また、影響をできるだけ軽減するために県としてどう対応していくのか、お聞きいたします。

工事による車線規制により慢性的な渋滞が発生しておりまして、長時間にわたる渋滞により、運転者はストレスを受けたり、疲労を感じ、集中力の維持が困難になり、注意力が散漫になります。また、車間距離を常に適正に維持することが困難になり、これにより事故の発生リスクが高まっているところであります。

運転者は、事故を起こそうとして起こしているわけではありません。誰もが事故を起こさないように、また、事故に遭わないように細心の注意を払っております。私は、運転者の責任ばかりが強調されていると感じます。運転者は単なる通行人ではなく、施設を利用するお客様でもあります。事故防止に関して責任を果たすべきは、道路管理者や警察など関係機関であると考えます。

そこで、建設部長に以下2点お聞きいたします。

一つ目。工事に伴う規制の内容や運転者としての留意事項ばかりが情報発信されておりますが、工事の全容が高速道路利用者や地域に十分に理解されていないと感じます。工事の着手から完成までの工事内容や工事期間、工事の施工内容について、全体計画を説明願います。また、県ではNEXCOとどのように情報共有を行っているのか、伺います。

二つ目。事故の多発の要因の一つに、工事期間が長期に及んでいることが考えられ、できるだけ工事期間を短くすることが求められるわけでもあります。工事期間の短縮についてNEXCOに要請すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

昨年9月議会の一般質問におきまして、この事故多発の問題が取り上げられました。質問に対する警察本部長の答弁のうち、NEXCOとの関係では次のものが挙げられました。

一つ目として、NEXCO中日本に対して、さらなる事故防止対策と注意喚起のために、上下線で約40枚の情報板の設置とサインカー2台の配置を要請した。二つ目。NEXCO中日本とNEXCO東日本に対しては、引き続き事故防止のため必要な要請や助言を行うというものであります。

そこで、以下8点について警察本部長にお聞きいたします。

一つ目。年度ごとの交通規制内容及び期間等について伺います。また、NEXCOとの協議におきまして、NEXCOに対してどのような指導を出しているのか、伺います。

二つ目。工事が開始された昨年から今年5月末までの期間におきまして、各年度の工事期間中に発生した交通事故件数について伺います。また、交通事故のうち人身交通事故発生件数及び人身交通事故発生件数のうち死亡者数を伺います。さらに、事故原因別の件数について伺います。

三つ目。交通事故防止のためにNEXCOがこれまで講じてきた対策について具体的に説明願いたいと思います。また、対策による交通事故発生件数の抑制など、その効果についてどう受け止めておられるのか、伺います。

四つ目。交通規制によりまして車線が合流する箇所では、車線減少の直前で1台ずつ交互に合流するいわゆるファスナー合流を推奨しているところではありますが、なかなか譲ってもらえない場合もあります。スムーズな合流の実現に向けましてさらなる対策を講じるべきと考えますが、所感を伺います。

五つ目。昨年の9月定例会における鈴木警察本部長の答弁以降に、県警察としてNEXCOに対してどのような要請や助言を行い、それに対するNEXCOの対応状況はどうか、伺います。また、NEXCOとして追加して行うべきと考える具体的な対策は何か、伺います。

六つ目。県警察として速度規制や取締りの強化など事故防止対策をさらに強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、有効な事故防止対策を講じるため、運転者の意見を反映すべきと考えますが、今後の対応を伺います。

七つ目。6月9日から、NEXCOでは、交通事故防止対策としまして、運転者に注意を喚起するスピーカーの設置を行い、適用しているとのことではありますが、その後、音量について地元との調整が必要であるとのことから、運用を中止していると伺っております。設置されているにもかかわらず継続的な運用がなされておられません、地元との協議はどのように行っているのか、伺います。

八つ目。NEXCOは、様々な対策を講じても事故件数が減少しない事態を重大に受け止め、道路の勾配やカーブの状況などを含めて事故原因等を多面的に分析し、分析を踏まえて事故防止につながる対応を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。

ここで一旦質問を切ります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）中央道・長野道岡谷ジャンクションのリニューアル工事に関連して御質問を頂戴いたしました。

工事による地域経済や企業経営への影響とその対応についてという御質問でございます。

2024年5月から始まったこのリニューアル工事は、期間、工事箇所を区切りながら2029年まで行われる予定と聞いており、期間中は昼夜連続で車線の規制が行われる状況というふうに承知しています。

このリニューアル工事は、必要であるとは思いますが、その一方で、御質問にもありましたように、利用者や周辺地域への影響の緩和や交通事故の防止は極めて重要なことだというふうに考えております。

そうしたことから、工事が始まる昨年4月とその後の8月に行いました中日本高速道路株式会社、NEXCO中日本の皆さんとの懇談の場におきまして、観光などの産業や物流への影響が懸念されることから、私からも直接それらへの配慮を求めたところでございます。

酒井議員も御指摘されていたように、私も、今、南信地域に出かけるときは、時間帯によっては通常の時間よりも早めに出発して、このリニューアル工事で渋滞が起きても時間どおり目的地に到達できるように工夫をしているところでありますし、多くの皆様方にそうした工夫、努力をしていただいているんじゃないかというふうに思っております。

一方、周辺地域の企業、商工団体、観光団体から今回のリニューアル工事は影響について伺ってきておりますが、御質問にありました企業経営そのものに直結するような大きな影響が出ているという声は今のところ伺っていないところであります。

一方、運送会社、バス会社は、今申し上げたように運行時間が長くなっている部分があり、渋滞時間を考慮して運行時間を変更せざるを得ないといったような対応をされているところであります。また、それぞれ御不便が生じているというふうに認識しております。また、工事が長期間に及ぶ中、乗務員の方の勤務時間の調整や健康管理、コストの上昇など、長期的に見れば経営への負担が生じることも懸念されるところでございます。

今後とも、県警とも協力しながら、県内企業に対しては、NEXCO中日本が発表する渋滞情報を早期に、また、できる限りきめ細かく周知するとともに、時差出勤など渋滞緩和への御協力を呼びかけていきたいと考えております。

地域の企業に対する影響につきましては、今後とも私どもとしてもしっかりと状況の把握に努めさせていただき、企業経営や地域経済にさらに大きな影響が生ずるようなことがあれば、NEXCO中日本に対してさらなる対策、対応を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、岡谷ジャンクションのリニューアル工事は全体計画及びNEXCO中日本との情報共有に関するお尋ねでございます。

NEXCO中日本による岡谷ジャンクションリニューアル工事は、建設後約40年が経過し、苛酷な使用環境下において老朽化した岡谷高架橋などを最新の技術を用いて補修、補強するものでございます。具体的には、橋梁の舗装下にあるコンクリートの打ち替えや、大規模地震に備えた橋脚の耐震化などが予定されております。

工事に係る期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間となります。これは、本工事が、橋長578メートル、橋脚の高さ55メートルの大規模な橋の補修・補強工事であり、また、車両を通行させながらの施工となるため要するものとお聞きしております。

NEXCO中日本との情報共有でございますが、年度当初をはじめとした会議等の機会を捉えて、工事内容のほか、渋滞や交通事故対策、工程短縮の取組について説明を受けているところでございます。工事が長期にわたることから、引き続きNEXCO中日本と情報共有し、県としても県民の皆様へ当該内容を発信してまいります。

次に、工事期間の短縮に関するお尋ねでございます。

県では、これまでも、工事の県民への影響を抑えるために、NEXCO中日本に対し、機会を捉えて工事期間の短縮を求めています。NEXCO中日本では、昨年度の施工実績を踏まえた工程の見直しや作業の効率化の検討を行い、昼夜連続して車線規制を行う工事についてその日数の短縮に取り組んでいるところであります。

また、今後も工事を行いながら現場の損傷状況を確認し、必要となる工事内容を選定するとともに、作業の効率化や工程の精査を行い、工事期間の短縮を行っていくとお聞きしております。引き続き安全に工事を行うために必要な工期を確保した上で、可能な限り規制を伴う工事期間の短縮が図られるよう求めてまいります。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 県警察には岡谷ジャンクション付近で発生した交通事故の発生状況など8点の御質問をいただきました。

まず、1点目の岡谷ジャンクション付近における交通規制の内容及び期間についてお答えいたします。

交通規制につきましては、道路管理者であるNEXCO中日本から、道路交通法の規定に基づく道路工事に係る事前協議を受け、必要な指導を行った上で、中央自動車道長野線上下線の岡谷インターチェンジから工事区間終了までの区間において、最高速度50キロ規制、追越し禁止規制の交通規制を実施しております。

この交通規制を行う期間につきましては、工事期間及び工事の準備期間を含めて、昨年は5月7日から7月26日までの間と8月19日から11月28日までの間であります。今年は、5月12

日から8月1日までの間と、8月18日から11月28日までの間を予定しております。

また、道路管理者に対する指導につきましては、交通規制に際して、渋滞が発生した場合には、その最後尾における警戒を行い、安全確保に努めること。渋滞発生が予想される箇所には、その手前に渋滞・追突注意等の注意喚起看板を複数設置して通行車両への注意喚起を行うことなど、交通管理者として安全対策上必要な指導を行っております。

次に、2点目の交通事故の発生状況についてお答えいたします。

まず、令和6年の交通規制を行った期間183日間における交通事故の発生状況につきましては、物件事故を含めた全交通事故発生件数が113件、人身交通事故が20件であり、このうち交通事故の発生から24時間経過後30日以内に亡くなった交通死亡事故が1件で、1名の方がお亡くなりになっております。

令和7年は、工事が開始された5月12日から5月末までの20日間ではありますが、全交通事故発生件数が13件、人身交通事故が2件で、交通死亡事故は発生しておりません。

昨年と今年について10日間当たりの発生件数で比較いたしますと、昨年は10日間当たりの全交通事故の発生件数は6.2件、人身事故は1.1件でありました。これに対しまして、今年は10日間当たりの全交通事故の発生件数は6.5件、人身事故が1.0件であり、前年とほぼ同程度の発生状況となっております。

続きまして、事故原因別の件数についてでございます。

昨年と今年発生した人身事故は合わせて22件でございますが、この全てが追突事故であり、その原因は、スマートフォンに脇見をするなどの前方不注視や漫然運転等による前車の動静不注視が20件、それから渋滞停止中にブレーキを確実にかけていなかったため意図せず発進して追突するなどのブレーキ操作不適が2件となっております、いずれもドライバーの不注意を原因とするものとなっております。

次に、3点目のNEXCO中日本がこれまで行ってきた対策等についてお答えいたします。

令和6年中、NEXCO中日本において、注意喚起のための情報板の設置、サインカーの配置、一般道と高速道路の所要時間をLED情報板に表示、進行方面に誘導、案内するための各車線へのカラー標示を事故防止対策として実施したものと承知しています。

また、交通事故の多くが追突事故であり、事故原因は進路の前方をよく見ていない安全不確認や前方不注視であったことから、令和7年には、渋滞発生と渋滞位置を知らせる文字情報板の設置、交通事故多発箇所において振動により注意喚起する薄層舗装の実施、運転者に音声により注意喚起する指向性スピーカーの設置を行っているものと承知しています。このほか、NEXCO中日本と県警察が共同したサービスエリア等での交通事故防止啓発活動を継続して実施しております。

これら対策の効果につきましては、現在もNEXCO中日本と共に交通事故防止に向けて取り組んでいるところであり、県警察として一概に評価することはできませんが、引き続き交通事故の発生状況を分析するなどして、NEXCO中日本に対して必要な要請や助言を行うとともに、連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

次に、4点目のファスナー合流についてお答えいたします。

ファスナー合流は、渋滞緩和につながる非常に有効な運転行動であると認識しております。NEXCO中日本においては、先頭部分で合流を行わせるため、ラバーポールを設置するなどのハード対策のほか、テレビコマーシャルやリーフレットを使った啓発・広報を行うソフト対策の実施を通してファスナー合流の周知を図っているものと承知しています。

県警察といたしましても、今後予定しております夏の交通安全やまびこ運動をはじめとした各種啓発活動の場において、ドライバーに対して、急な割り込みをせずに、他の車両の動静に注意しながら慎重かつ思いやりを持った運転の重要性について啓発を図りつつ、ファスナー合流の有効性について広く周知してまいります。

次に、5点目の昨年の岡谷ジャンクション付近における交通事故の発生状況に関する答弁以降県警察からNEXCO中日本に行った交通事故防止対策に関する要請や助言及びそれに対する対応状況等についてお答えいたします。

県警察が昨年9月以降NEXCO中日本に対して行った要請及び助言の内容につきましては、本線情報板を活用した交通事故防止対策、サービスエリアにおける県警察とNEXCO中日本による交通事故防止啓発活動の実施、指向性スピーカーの稼働を要請し、そのいずれもが実施されていると承知しております。

また、県警察からNEXCO中日本に対してさらなる追突事故防止対策を要請したところ、交通事故多発箇所の路肩において注意喚起する赤色回転灯を設置したほか、本年6月16日からは、渋滞の最後尾付近において、NEXCO中日本のパトロールカーによる赤色回転灯を点灯させた警戒活動を実施しているものと承知しております。

今後の対策といたしましては、人身事故の全てが追突事故であるという現状を踏まえ、まずは本年5月27日から運用を開始した指向性スピーカーの確実な運用及びその効果検証についてNEXCO中日本と共に進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の交通規制や交通取締りの強化等についてお答えします。

速度規制をはじめとした交通規制につきましては、今後もNEXCO中日本が行うハード対策との整合性に配慮しながら事故防止に向けた効果的な交通規制に努めるとともに、追突事故の要因となる携帯電話の使用や車間距離不保持などの交通違反に対し啓発と取締りを強化してまいります。

高速道路を利用される方等から、県警察に対しまして、岡谷ジャンクション付近の工事に関する様々な御意見をいただいております、また、NEXCO中日本においても専用ダイヤルを設けていることから、相互に情報共有を図るなど、通行者の御意見を参考にしつつ、各種交通事故防止対策に取り組んでまいります。

次に、7点目の指向性スピーカーの運用状況についてお答えいたします。

岡谷ジャンクション付近において、交通事故防止を目的に設置されている指向性スピーカーにつきましては、「追突防止」や「前方を見て」等のメッセージや電子音を発報してドライバーに注意喚起するもので、中央自動車道西宮線上り線と中央自動車道西宮線下り線及び中央自動車道長野線上り線の3か所に設置され、本年5月27日から順次運用を開始しており、適宜音漏れ状況を確認、調整するとともに、地元と協議しながら、現在3か所とも運用していると伺っております。

県警察といたしましては、指向性スピーカーは追突事故防止に有効なデバイスであると考えておりますので、同スピーカーが効果的に運用されますよう、NEXCO中日本に対して必要な要請や助言を行うとともに、追突事故を防止するため、ドライバーに対して改めて前方注視、安全確認の徹底について強く呼びかけてまいります。

最後に、8点目でございます。交通事故の分析結果を踏まえた対応についてお答えいたします。

NEXCO中日本においては、本工事は2029年度まで継続して行われる工事であることから、今後も事故件数の減少に向けて鋭意取り組んでいるものと承知しております。県警察といたしても、当該地域の高速道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るためには、交通事故の発生状況を分析した上で各種対策を講じることが肝要であると認識しており、今後も交通事故の特徴等を的確に分析するなどして、NEXCO中日本と連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれ詳細にお答えをいただきまして、対策を講じている、しかし、今後も一層の防止対策を講じるというお話がございました。また、知事からも、NEXCOと連携しているという答弁がありましたが、一部質問が重複する部分もありますけれども、もう一度確認の意味をもちまして質問をさせていただきたいと思っております。

こうした事故が多発している状況、重大事故が発生している状況、これは異常事態であるというふうに思うわけでありまして。事故がなかなか減少しない状況下におきまして、県民の命を守る知事の立場として、これまでの事故防止対策は十分であるというふうにお考えかどうか、

見解を伺いたいと思います。

また、移住したい県、世界水準の山岳高原観光県を目指す本県にとりまして、こういった事故が頻発している状況によりまして、県にとってマイナスの影響が出ることも懸念されるわけでありまして。事故により誰一人命を落とさないためにも、NEXCOに対して引き続きさらなる有効な事故防止対策を要請すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、副知事に伺います。

南北に長い長野県におきまして、道路をはじめとした交通環境を改善することが求められている中で、岡谷ジャンクションにおきます長期にわたるリニューアル工事の実施と、工事に係る事故多発によりまして、今後、南信地域に住む県民が影響を受ける可能性があると考えますが、影響の軽減に向けて県としてどう対応するのか。南信地域担当であり、また、国土交通省出身の新田副知事に伺います。

以上で質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）岡谷ジャンクションリニューアル工事に伴う交通事故の防止対策について御質問を頂戴いたしました。

先ほど県警本部長から御答弁申し上げたとおり、この岡谷ジャンクション付近の交通事故発生件数は、昨年度、113件で、今年度に入っても、有意に改善されたという状況には必ずしもなっていないというふうに受け止めております。私としては、この工事に伴う交通事故の発生は、県としても重大な課題だと受け止めなければいけないというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、NEXCO中日本に対しては、私から直接、事故に対する懸念、対策の徹底を求めてきたところでございますが、今の状況を見ると、対策として、まだまだ有効な手段を工夫、改善していかなければいけない状況ではないかというふうに思います。

NEXCOにおいても、県警本部においても、様々な努力をいただいている状況ではありますが、引き続き私も県警やNEXCOの皆さんと問題意識や取組の方向性をしっかり共有させていただく中で、この交通事故の防止に向けて、県全体として、あるいはNEXCOとして、どんな対策・対応が可能なのかということをしっかり考えていかなければいけないというふうに思います。

この岡谷ジャンクションは、長野県にとって、高速道路ネットワークの中の極めて核になる場所、地点でもあります。また、交通事故が多発するということは、これは県民の皆様方、あるいは長野県を訪れる皆様方の生命、財産に関わる話でありますので、そうした問題意識をしっかりとって今後とも対応していきたいと考えております。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） ただいま南信地域に対する影響の軽減に向けた県の対応に関するお尋ねを私にいただきました。

私自身、南信担当の副知事として、この区間を利用することが多く、渋滞の発生や事故の影響について利用者の不便を痛感しているところであります。

南信地域にとっても、この岡谷ジャンクションは、長野県の高速度ネットワーク上、中央自動車道から長野自動車道へ分岐する玄関口に当たり、中信地域や北信地域を相互に結ぶ重要な結節点であると認識しております。そして、その区間の安全な通行の確保は極めて重要な問題であるというふうに認識しております。

建設当時は、同じ形の橋としては日本最長の長さを誇り、今回のリニューアル工事は、これからの将来、利用される皆様が安全かつ快適に通行できる強靱な橋梁へ補修、補強する重要な事業でもあります。

リニューアル工事による事故や渋滞への対応につきましては、先ほど阿部知事が答弁したとおりであります。南信地域担当の副知事である私としては、引き続き関係機関の皆様の声をお伺いなど、状況を注視し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。これから対応していただけるということですので、大いに期待したいと思います。

道路は命の道とも言われているところでありますが、命を救う道であって、命を失う道であってはならないと考えます。リニューアル工事の必要性は十分に理解しておりますけれども、一定程度の交通事故があっても仕方がないというふうに捉えるのではなく、引き続きNEXCOと連携する中であらゆる対策を講じていただきますように要望したいと思います。

私たちは、高速道路の利用によりまして様々な恩恵を受けておりますが、岡谷の高架橋の下に暮らす住民の皆さんの理解と協力があることも忘れてはならないと思います。関係住民の皆さんに対しては丁寧な説明に努めるとともに、工事施工に伴う生活への影響を軽減するための対策を講じていただくことを要望し、以上で全ての質問といたします。

○議長（依田明善君） 次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君） 先日、インターネットを通じた誹謗中傷事件の被害者であるスマイリーキクチさんの講演を聞く機会がありました。スマイリーキクチさんは、元お笑いタレントで、現在は人権活動家として講演などを重ねておられます。過去に殺人事件の犯人に仕立てられ、

20年以上にわたって苦勞を強いられてきた、その体験談から本日は話を始めていきたいと思えます。

遡ること1988年11月、とある日の夕方に埼玉県三郷市を自転車で走行していた女子高生が突然不良少年グループに拉致され、約40日間にわたってグループのたまり場だった東京都足立区綾瀬の加害者宅に監禁され、暴行等を受け続けた挙げ句に集団リンチを受けて死亡し、その遺体がコンクリート詰めにして東京湾に遺棄されるという凄惨極まりない事件が発生しました。いわゆる女子高生コンクリート詰め殺人事件と呼ばれる事件であります。

昭和最後の凶悪犯罪と名高いこの事件は、それから約10年の時を得て、思わぬ形で再び姿を現すこととなりました。お笑いブームというか、テレビ全盛期というか、そうした世相を背景にテレビ出演をしていたスマイリーキクチさんは、1999年春あたりからネット上の掲示板「2ちゃんねる」などで中傷され始めました。

中傷の内容は、同氏がさきの殺人事件に関与している、あるいはその犯人の一人であるというもので、キクチさんが事件の発生した足立区出身であったり、犯人グループと同世代だったという要素が恣意的に面白おかしく取り立てられ、無論、内容についての真実性が検証されることもなく、話がいつしか現実世界でも独り歩きするようになったといえます。

時間が経過しても、誹謗中傷は収まるばかりか、悪化の一途をたどり、芸能活動はおろか私生活までもが見る見る間に脅かされる事態に陥ってしまいました。御本人いわく、つらいことはたくさんあったが、当初は警察に協力してもらえなかったのが大変だったとのこと。ネットを通じた犯罪を特定するのが、確かに今にも増して難しい時代でありました。

そういった事情もあってか、事件未解決のうちに捜査は打ち切れ、舞台上に上がれば観客のひそひそ話が始まり、テレビに出れば、人殺し、テレビに出すな嵐が吹き、無用にプライベートが暴かれたり、殺害予告が届くのはもはや日常茶飯事。こうして、にっちもさっちもいかず、再び警察に相談したのが2008年のことだったといえます。

このときも、初めは警察の生活安全課の担当者から、「キクチさんを本気で殺人事件の犯人と信じている人はいない」とか、「しばらく様子を見ればネットの誹謗中傷なんて落ち着きますよ」などと軽くあしらわれ、しまいには「殺されたら捜査しますよ」などとも言われたそうですが、ひょんなことから相談窓口を刑事課に変えたところ、そこでの担当刑事が偶然にもネット犯罪に精通しており、真摯に対応してくれたようであります。

これをきっかけに、約半年間にわたって中傷書き込みを行った者の身元を1,000人以上にわたって特定し、特に、書き込み内容や回数など、明確に刑法に抵触しているレベルにあると判断された計19人が検挙され、これがインターネットの誹謗中傷に関して摘発された全国初のケースになりました。もっとも、不起訴処分が相次ぎ、その後もキクチさんの葛藤が続いたこ

とは言うまでもありません。

そこで、以上に関連して警察本部長に何点かお尋ねします。

まず、一般に、近年のインターネットを通じた誹謗中傷事案の相談件数や検挙数はどのような状況でしょうか。その受け止めとともに伺います。

さきのとおり、ネットを通じた名誉毀損罪や侮辱罪、あるいは脅迫罪については、犯人の特定における困難性やネット特有の技術的な問題が伴うと推察します。これらの犯罪を検挙する際、現場ではどのような課題があるのでしょうか。

また、名誉毀損罪や侮辱罪は、一般的には凶悪犯罪の部類には入らないと言われていますが、陰湿性や伝播性、そしてキクチさんのように事件が長期化する事例が少ないことを考えると、時に凶悪犯罪以上の悪質性を持ち得ます。「これらが凶悪犯罪に比べて警察組織内で軽く扱われることがないように願っている」とは、キクチさんの言葉であります。実際の運用状況はどうか、御教示ください。

そして、昨今のネット犯罪といえば詐欺事案が代表的ですが、犯罪の多様化とともに、名誉毀損罪や侮辱罪、脅迫罪等の摘発にもより一層力を入れるべきではないでしょうか。これらについて警察本部長の見解を求めます。

さて、話を移してまいりますと、刑事でらちが明かないなら民事で、そう思って試みたことも幾つかあったようであります。今だったら動画やSNSかもしれませんが、キクチさんは、当時、ブログを開設して反論を始めました。自分の言葉で発信すれば自らに着せられた殺人犯という汚名を晴らせるかもしれない。そんな思いもむなしく、開設直後からブログのコメント欄にはキクチさんを殺人事件の犯人扱いする中傷書き込みが殺到しました。

掲示板の運営者にかけ合っても、表現の自由を盾に全く取り合ってもらえず、以下様々なエピソードは割愛させていただきますが、返す返すも、こうした言わば本来あってはならない戦いに多大な時間と労力を犠牲に巻き込まれてしまうことで、いかに心身がすり減らされるか。元お笑い芸人ならではの軽妙なトークに引き込まれたのは、その裏側にある事態の深刻さと切実な願いゆえだったとも振り返ります。

そこで、気になったのでざっと調べてみますと、一旦ネットに書き込まれたことを覆すのは、大の大人でも容易なことではありません。例えば、グーグルで検索すると出てくる過去の事故情報を削除してほしいと提訴した事案では、大手検索事業者にも、その方針に沿った検索結果を表示するようプログラムがなされているという意味で表現の自由があり、原告の法的利益はそれらに優越するとは言えないとして、最高裁で訴えが排斥されていますし、また、令和4年には、プライバシー権に基づいて、当時のツイッター社へのツイート削除を認めた事例がありました。これも書き込まれてから相当長い時間が経過していること等、言わば特殊な事項が

考慮されてやっとその結論に至ったようであります。

何が言いたいかというと、キクチ氏が被害を受け始めた頃に比べて、はるかにネット上へのアクセスが容易になり、誰もがその恩恵にあずかれるようになる一方で、誰もが被害者になり得る時代になりました。子供たちの間でも、ネットで悪口を書かれたために学校に行けなくなってしまった、心を病んでしまったというようなことは枚挙にいとまがありません。

一昔前ならば、残念ながら運悪く被害に遭ってしまった方は、それぞれに警察に相談してください。法的措置を検討してください。それで済んだかもしれませんが、今見てきたとおり、それは大人でももはや必ずしも実効性がある手だてとは言い切れません。

そうであれば、学校現場ではなおさら、こうして大人が複数人集まる場においても、現在進行形の問題として、なおかつ自分がいつでも加害者にも被害者にもなり得る問題として課題を共有し、それぞれの場面場面で対応策が考えられるべきだと思います。

実際、キクチさんの事例でも、検挙された人たちが実に皆極悪人だったというわけでもなく、確かに面白半分で行っている悪質性の高い者もいれば、真の殺害犯人が許せない、自分なりの社会正義を主張したいという人たちも少なくなかったと言います。自分に関係ない、問題ない、こういう考えに対して、県はどのようなアプローチをしているのでしょうか。

そこで、以下質問します。

長野県は、令和4年4月に長野県犯罪被害者等支援条例を制定しました。これは、ネットを通じた犯罪の被害者も支援対象になるのか、まず確認させていただきます。

その上で、同条例では、相談及び情報の提供、心身に受けた影響からの回復、安全の確保などが規定されているわけですが、条例施行後、これらの事項についての運用状況はどのようになっているのでしょうか。このうち、犯罪の手段としてインターネットが利用されたものについての状況はどうか。以上、県民文化部長に伺います。

また、ここ10年、20年でネット社会が急速に発展し、飛躍的に利便性が高まった一方で、ユーザーの情報モラルやリテラシーが置き去りにされていないか、非常に懸念するところがあります。そこで、これらに関して学校現場でどのような施策が実施されているか教育長に伺うとともに、大人に対するリテラシー、特にインターネットを通じた誹謗中傷に関する啓蒙・教育活動にはどのようなものがあるか、相談体制も含めて、現状策と、それに対する所感を阿部知事に伺います。

そして、最後に、長野県は現在人権条例の制定に向けて動いています。問題となる権利や事象が多様化してきた、確かにそれはそうではありますが、そうであるからには、具体的な救済策、対応策も多様化させていかないと、適宜適切な措置は取れません。

単に人権理念のアドバルーンを再び掲げるにとどまらず、現代的な課題に対して具体策を

もって正面から対応しようとしているのか。今後の方向性を阿部知事に伺って、今回の一切の質問といたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） インターネットを通じた誹謗中傷について県警察に4点御質問をいただきました。

まず1点目の誹謗中傷事案の相談件数等についてお答えいたします。

近年の県警察で取り扱ったソーシャルメディア、インターネット掲示板、電子メール等を利用した名誉毀損、誹謗中傷、脅迫に関する事案の相談件数は、令和5年が85件、令和6年が65件、本年は5月末における暫定値で23件となっております。

こうした投稿は、内容によって名誉毀損罪や侮辱罪等に該当することとなりますが、最近3年間のインターネットを利用した名誉毀損、侮辱、脅迫事件の状況につきましては、令和5年は、認知件数が18件、検挙件数が5件、令和6年は認知件数が23件、検挙件数が12件、本年は5月末において、暫定値でありますけれども、認知件数が7件、検挙件数が5件となっております。

SNS等の普及に伴い、インターネット上で気軽にコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名により不特定多数に向けて誹謗中傷を書き込む事案が後を絶たず、深刻な社会問題になっているものと受け止めております。

続きまして、ネットを通じた犯罪を検挙する際の課題等についてお答えいたします。

インターネット上で行われる犯罪は、他人になりすまして身分を隠蔽することが容易であるなど匿名性が高いこと、通信記録の改ざんや消去が容易であることから犯罪の痕跡が残りにくいこと、国境がないことといった特徴があります。特に、海外のサーバーを経由した場合は、そのサーバーを管理する国から捜査への協力が得られないことがあるなど、行為者の特定が困難であり、これが課題となっております。

警察組織内における名誉毀損罪等の捜査についてお答えいたします。

SNSをはじめとする様々なインターネットツールの利用が一般化するのと並行して、インターネット上における誹謗中傷が横行するなどの問題が顕在化し、その対策を求める社会的な要請の高まりにより、令和4年7月、侮辱罪の法定刑が引き上げられたところです。

御指摘のとおり、名誉毀損罪や侮辱罪は凶悪犯罪には当たらず、その法定刑は殺人罪や傷害罪に比べると軽くなっております。インターネット上における誹謗中傷事案については様々な形態があり、直ちに刑事事件として扱うことが適当でないようなものもある一方で、悪質な人格攻撃や脅迫を伴うような場合にはストーカー犯罪や凶悪犯罪に発展し、被害者の生命や身体の安全が害されるおそれがあることから、必要な体制を確立し、早期の検挙に努めております。

最後に、ネットを通じた犯罪の多様化に伴う県警察の活動についてお答えいたします。

県警察としては、サイバー犯罪の特性を踏まえ、関係部門間の連携を図るとともに、プロバイダー等の関係企業・団体への捜査協力依頼、警察庁を通じた国際捜査機関への捜査共助要請を行うなど、引き続き積極的な検挙活動を推進してまいります。また、誹謗中傷の書き込み等を安易に行うことのないよう、幅広い年齢層に向けた情報モラル教育や広報啓発に取り組んでいるところです。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には2問質問を頂戴しております。

まず、インターネットを通じた犯罪に係る犯罪被害者等支援条例の適用についてでございます。

本県の犯罪被害者等支援条例は、犯罪等の手段としてインターネットが使用されたか否かにかかわらず、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為によって被害に遭われた方々やその御家族、または御遺族を対象として、置かれた状況やニーズに応じた支援を行うものです。したがって、SNS上の誹謗中傷が刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪に該当する場合や、投稿内容が脅迫罪に該当する場合などにおいても、被害に遭われた方々は条例の支援対象となります。

次に、犯罪被害者等支援条例に規定されました施策の運用状況についてでございます。

条例の施行に合わせまして、県では、犯罪被害者等総合支援窓口を県民文化部人権・男女共同参画課に設置し、支援を行ってまいりました。

相談及び情報の提供等につきましては、まず、総合支援窓口で相談を受け、相談者のニーズに沿って、遺族見舞金、重傷病見舞金の支給のほか、県弁護士会と連携した無料法律相談の実施、お住まいの市町村の支援策の利用案内などを行ってまいりました。また、心身に受けた影響からの回復や安全の確保については、県警察本部においてカウンセリング費用や一時避難場所宿泊料の支援を行っております。このように、警察本部や市町村をはじめ、様々な関係機関と連携しながら、被害者等に寄り添った条例の運用に努めてまいりました。

なお、条例を施行いたしました令和4年度から令和6年度までの間に、総合支援窓口では41件の御相談に対応してまいりましたが、その中には、犯罪等の手段としてインターネットが利用されたものはございませんでした。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 学校現場における情報モラル教育の実施状況についてお尋ねいただき

ました。

近年の生徒指導において、インターネットを通じた自画撮り画像の送信や、SNSを介した面識のない人物との接触など、重大な犯罪に発展したり巻き込まれたりするおそれのある事案が報告されていることから、情報モラル教育の重要性を再認識しているところでございます。

県教育委員会では、情報モラル教育の指導実績のある専門家や県警スクールサポーターで構成する子どもの性被害防止教育キャラバン隊を希望する学校へ派遣しており、昨年度は141回実施したところでございます。

また、教職員の指導力を高めることも重要であることから、全ての学校を対象に、ネットを契機とする性被害防止のための指導方法研修会を実施し、指導力向上に努めているところでございます。

引き続き全ての教育活動を通じてネット利用に潜む危険性について理解を深めるとともに、正しい利用法について情報技術の進展に対応した研修を実施し、情報モラル教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、インターネットを通じた誹謗中傷に関する教育や被害の相談体制についての御質問でございます。

御質問にもありましたように、インターネットによる誹謗中傷は非常に大きな問題だというふうに見受け止めております。

一つは、やはりインターネットという匿名性がある手段を使うことによって、誹謗中傷を行う側は、非常にやるハードルが低い、場合によっては安易に人の心を傷つける書き込みをしてしまいがちだというふうに思います。

その一方で、インターネットの特性として、やはり瞬時に多くの人たちに誤った情報や誹謗中傷の情報が拡散され、そして、拡散されると、御質問にもあったように、元に戻すということが極めて困難であります。加えて、書き込みの内容等によっては、誹謗中傷された方を自殺念慮を抱くまでに追い込むというようなこともあり得るわけでありまして、そうしたことを考えれば、このインターネットによる誹謗中傷は非常に深刻な問題として受け止めなければいけないというふうに考えております。

県としては、県民の皆様方への啓発として、インターネットの適正利用に関する講演や啓発動画の配信、さらにはポスター制作による啓発、市町村の担当職員向けの研修会などをこれまで行ってまいりました。

また、官民協働の取組として、将来世代応援県民会議におきまして、保護者あるいは地域住民が開催する情報モラル研修会等に対する助成や青少年インターネット適正利用推進協議会におけるネットトラブルに関する勉強会等を実施しております。

相談体制につきましては、長野県人権啓発センターにおきまして様々な人権に関わる相談を受け付けており、インターネット上での人権侵害についての相談があれば、内容に応じて国の機関や外部の団体等を御紹介するほか、県のホームページにおいても各種相談窓口の周知を行っています。

しかしながら、冒頭に申し上げましたように、このインターネットを通じた誹謗中傷の深刻度合いやSNSの在り方の多様化、また、ある意味ネットの利用がほぼ日常化しているといったような状況に鑑みますと、現在の取組だけでは必ずしも十分ではないというふうに思います。今後、この相談体制の在り方や研修の在り方につきましてさらなる改善の在り方を検討していかなければいけないというふうに思っております。

続きまして、検討中の人権条例における被害を受けている方々への具体的な救済策についての考え方という御質問でございます。

今般検討に着手いたしました長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）につきましては、人権侵害事象が依然として発生しているという状況を踏まえて、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様方と共有し、人権がより尊重される社会の実現を目指そうというものでございます。

人権侵害の被害を受けた方々の救済策につきましては、実効性の高い仕組みを県行政のみで構築することはなかなか難しい部分があるというふうに私としては考えておきまして、様々な関係機関とどう連携協力していくかということが極めて重要だというふうに思っております。

6月11日に開催いたしました長野県人権政策審議会におきましても、被害を受けている方々に対する具体的な救済策に関していろいろ御意見が出されております。県としてあつせん、調停、仲介などまで踏み込むべきという御意見があった一方で、紛争について判断するためには高い専門性が必要であること、また、県には裁判所のような強制力がなく、調停、仲介は実効性の観点から疑問があるといった御意見、さらには、弁護士会の法律相談、人権擁護委員会、裁判所の民事調停といった専門性の高い様々な制度の活用につなげるべきであるといったような御意見を頂戴したところでございます。

今後、こうした御意見も踏まえて、審議会においてさらに議論を重ねた上で、関係団体や県民の皆様方からの御意見も頂戴しながら、この点について丁寧に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（依田明善君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、地域奨励作物支援事業について質問いたします。

安値安定が続いていた米価が高騰し、社会問題となっています。生産費を割るような安値が続いていたところへ肥料や燃料、農業用機械、資材価格の高騰が追い打ちをかけ、米価が高騰した2024年の米農家の倒産・休廃業数は、統計開始以来最多となりました。

現在の米価は、生産者からすると、ようやく採算が取れる、営農を続けられる水準ですが、消費者からすると、約2倍に及ぶ価格高騰は購入をちゅうちょする水準と感じられ、米離れが進むことが危惧されます。

主食であり、文化であり、100%を国内自給できる数少ない穀物である米を、安定的、持続的に生産できる体制整備を進めることは、食料安全保障の観点からも、多面的機能による地域の安全、農業・農村の維持の観点からも必要不可欠であり、国による抜本的な改革が求められています。

一方で、うるち米の価格高騰は、酒米の生産に影響を及ぼしつつあります。酒米は、栽培に手間がかかる上に、反収が少ないことから、うるち米より高値で取引がされていました。しかしながら、うるち米の価格高騰により、酒米からうるち米への作付変更が起こりつつあり、酒米の供給不足や価格高騰が危惧されています。

本県では、この6月定例会の補正予算に県産酒米価格高騰対策事業9,437万9,000円を盛り込み、県産酒米購入費用の一部、価格高騰額の2分の1以内を支援する方針が示されました。スピード感ある対応に敬意を表します。しかしながら、購入費用の一部補助は、酒造場に対する産業支援にはなりますが、そもそも原材料である酒米の生産対策にはなりません。

2024年12月5日、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されました。日本酒は、その中でも、国の名前を冠する我が国の伝統文化であり、誇りです。全国2位の酒蔵数を誇る信州の地酒普及促進・乾杯条例を制定した本県において、長野市や飯綱町が実施している地域奨励作物支援事業を導入し、酒米を地域奨励作物に指定し、生産量や品質に応じた支援制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。村山農政部長の御所見を伺います。

本県は、信州ワインバレー構想2.0の下、日照時間が長く、昼夜の寒暖差が大きい恵まれた気候を生かし、県産ワインの生産に力を入れています。しかしながら、ワイン用ブドウの1キロ当たりの価格は300円から400円程度で、反収500キログラムとして1反当たり15万円から20万円程度の売上げしか見込めないのが現状です。

夢のため採算度外視で生産してくれている生産者や自家栽培するワイナリーを後押しし、信州ワインバレー構想のさらなる発展のため、ワイン用ブドウについても地域奨励作物に指定し、

生産を支援してはいかがでしょうか。村山農政部長の御所見を伺います。

次に、商工団体への小規模補助金について質問いたします。

商工団体への小規模補助金が見直され、人件費積算をベースに業務量に応じた事務費を加算する仕組みとなりました。改定前のように事業者数を基準とすると大幅な減額となるため、安定的な経営指導体制を維持するための算定方法として新たな仕組みを構築していただきましたが、それでも総額としては減額となってしまいました。きめ細かい経営指導が必要な昨今、経営指導員の人件費に充てられる補助金はむしろ増額すべきであると考えますが、いかがでしょうか。米沢産業労働部長の御所見を伺います。

時代の変化は加速度的に進行し、経済界においても例外ではありません。むしろ経済の第一線で活動する企業こそ、時代の流れを先取りし、対応していく必要があると考えます。しかしながら、中小の一企業が自力で対応していくのは難しく、だからこそ商工会議所や商工会による経営指導体制が重要だと考えます。

県としても研修の機会を後押ししていただいていることは承知していますが、商工団体が高度な経営指導を実現するために、専門家による経営指導員への研修の機会や専門家の派遣をさらに進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。米沢産業労働部長の御所見を伺います。

次に、修学旅行費用の上限額引上げについて質問いたします。

県の基準で、県立高校の修学旅行の費用は11万円を上限とすることが基本となっており、生徒や教員、保護者が希望する修学旅行先や学習内容を選べない事態が生じています。平和教育のために沖縄を修学旅行先としていた高校も、11万円の上限額を超えてしまうため、関西方面に行き先を変更する事態が生じています。

保護者の経済負担を過度に増やさないために基準を設けること自体は理解できますが、平成22年に定めた上限額のままであることは疑問です。旅費をはじめとする諸物価が高騰する中、費用の上限額を引き上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、海外の場合には上限額が2割増し程度になるとお聞きします。海外の場合の割増しを沖縄など国内の遠い地域にも適用してはいかがでしょうか。武田教育長の御所見を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）生産支援について2点御質問をいただきました。

まず、酒米生産への重点支援についてのお尋ねですが、県では、有望な品種を県内に広く普及させることを目的とした奨励品種に美山錦等を指定し、良質な種子の安定確保や、品種特性に合わせた水や肥料の管理等の栽培技術指導など、高品質な酒米が安定的に生産できるよう支援しているところでございます。また、酒米の価格は生産者と酒蔵が交渉して決定していることから、的確な時期に需要量を把握し、必要な量を計画的に生産していくことが重要であると

認識しております。

このため、農政部としましては、産業労働部と連携し、関係団体と共に安定的な供給体制の構築に取り組むとともに、酒蔵からの期待に応えられる高品質な酒米の安定生産に向け、引き続き技術指導等を行ってまいります。

次に、ワイン用ブドウの生産支援についてでございます。

ワイン用ブドウは、多くがワイナリーとの契約で栽培されており、ワイナリーの需要に即した生産を行う必要があります。県では、ワイン用ブドウを果樹振興品目に位置づけ、信州ワインバレー構想の下、生産者に対し、ワイナリーが求める品質、安定生産への支援を行っているところでございます。

具体的には、生産者間で情報交換を行うネットワークの立ち上げや、専門家の派遣等による栽培支援のほか、苗木への助成、本格収穫が始まるまでの4年間の栽培管理経費への支援などを実施しております。

ワイン用ブドウも、酒米と同様に、高品質、安定生産のための技術支援を引き続き実施し、農家の所得向上を図ってまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）商工団体への補助金について2問御質問をいただきました。

まず、補助金の見直しについてのお尋ねです。

商工団体の運営経費を支援する小規模事業経営支援事業費補助金は、従来5年ごとに行われる経済センサス活動調査の小規模事業者数に基づき算定を行っておりましたが、小規模事業者数の減少に伴い、経済センサスの切替えのたびに補助金が大きく減額することが課題でした。

一方、商工団体の経営指導員が担う業務の重要性は経営環境の変化などから増加しており、安定的な経営指導体制を構築する必要性に鑑み、議員御指摘のとおり、今年度から、経営指導員の必要数に基づく人件費積算方式をベースとして、給与水準の変動を毎年度反映させる制度に見直しを行ったところです。

加えて、商工団体の活動実績が的確に反映されるよう、経営革新や税務等に関する指導活動の業務量に応じて補助額を加算し、経営指導員のモチベーションの向上や適正な事務費の確保が図られる仕組みを導入いたしました。

今回の改正により、短期的な減額はあるものの、激変緩和措置を導入する等全体として減額幅を縮小するよう配慮し、将来的には人件費の上昇や業務成果が適切に反映される仕組みとなったことから、商工団体の皆様からも安定的な運営や団体の活性化につながるものとして評価をいただいているところです。

経営支援をはじめ、商工団体に求められる役割は重要性を増しており、そうした役割を的確

に反映し、各団体が持続的な活動を展開できるよう、今後もしっかりと支援してまいります。

次に、専門家による指導員への研修支援についてのお尋ねです。

県では、経営指導員等の資質向上を図るため、商工団体が実施する専門家を活用した研修等に要する経費に対し補助を行っております。具体的には、税務、経営分析や価格転嫁などの専門家による研修や、経営指導員が経営指導を行う際の傾聴や対話のスキル向上のための研修など、実践的なテーマに沿った研修会を継続的に実施しております。

加えて、商工団体では、外部研修も積極的に活用し、中小企業基盤整備機構が行う専門研修への派遣や、日本商工会議所、全国商工会連合会が開催するセミナーや研修への参加など、経営指導員の専門能力の向上を図るための取組を実施しており、県ではその研修の参加費用も補助対象としております。

引き続き経営指導員が質の高い経営指導を行えるよう、研修機会の確保に向けて県としてもしっかりと支援してまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 高等学校の修学旅行費上限額の引上げについてのお尋ねでございます。

県立高校において、生徒の希望を踏まえ、旅行の目的や学習内容に応じた行き先を選定し、修学旅行が生徒の主体的で探究的な学びの場となるよう工夫を重ねて旅行計画を立案しているところでございます。このような修学旅行を実施するには、今般の物価高騰を鑑みると、国内の11万円、海外の13万円の上限額では困難という声が学校現場から寄せられていることは承知しております。

一方で、教育に関わる保護者の経済的負担を軽減することも重要であり、上限額を設けることで旅行費用の上昇に歯止めをかける効果があるとも認識しているところでございます。

このようなことを総合的に勘案して、生徒の願いを大切にしながら、修学旅行の教育的効果と保護者の経済的負担とのバランスを考慮し、現状の上限額が妥当であるか、また、沖縄県など国内の遠い地域への旅行に増額することが適切であるかなど、今後検討をしてみたいと考えているところでございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○**22番（望月義寿君）** 地域奨励作物支援事業については直接的な御答弁がなかったかと思えます。難しいし、考えていないということだとは思いますが、かつ、それでやりませんと言われてしまってもあれなので、ぜひ御検討いただければと思います。実際のところ、生産しないことには物がつくれないわけですから、支援の仕方として、物をつくることから支援を始めるということは重要だと思います。御検討をよろしく申し上げます。

商工団体への補助金に関しては、工夫していただいて対応していただいています、商工団体としても御理解いただいたということではあります。ただ、それでも減額になってしまうというのはちょっとどうなのかなと思います。状況を確認しつつ、今後増額の方向へお考えいただければと思います。

修学旅行費用の上限額については、御検討いただけるということで、ぜひ現実に合わせた適切な形で実施、対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。米軍オスプレイの松本空港着陸について質問いたします。

本年3月25日15時1分に米軍MV-22オスプレイが県営松本空港に緊急着陸しました。警告灯が点灯したための予防着陸とのことで、正確には緊急着陸とは異なるとのことです。

県に対する最初の情報提供は同日の16時15分で、着陸してから1時間14分後です。また、第2報は21時48分にメールでの連絡です。松本空港に軍用機が着陸することは空港開設以来初めてのことであり、周辺の県民の不安を考えればあまりにも遅過ぎると感じますが、県としてはどのように認識されていますでしょうか。渡邊危機管理部長に伺います。

松本空港には、空港を軍事目的のように供さないとする長野県、松本市、地元4地区との協定があります。地元に対して丁寧に説明し、理解を得ながら空港の運用を行っている松本空港にとって、詳細な情報提供がなされなければ、今後の地元住民との関係に悪影響を及ぼす可能性があると考えます。

1機目は、エマージェンシーといって、民間機だろうが軍用機であろうが着陸を許可しなければならない国際ルールがあるようですが、2機目及び整備のために飛来した3機目は緊急着陸ではありません。

防衛省は、今回の着陸は軍事目的ではないから、軍事目的での利用を禁止する地元4地区との協定には違反していないと説明しているとのことです。それに対する県の認識を村井交通政策局長に伺います。

令和5年7月10日、日米合同委員会において、MV-22オスプレイが、安全対策を取りながら住宅地等の上空を避けた山岳地帯において、高度500フィート（154.2メートル）未満、200フィート（60.96メートル）までの飛行訓練を実施することについて合意しました。

訓練の結果、県民から、米軍機の低空飛行や騒音に対する苦情や事故への不安の声が寄せられています。山岳高原観光地の多い本県では、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響が及ぼされることが懸念されます。

防衛省は、米軍の通常の訓練については情報提供を受けていないとのことです。これでは県民の安全・安心を守れないと考えます。このことについて県としてどのようにお考えか。渡邊危機管理部長に伺います。

今回の経緯と対策について、松本空港がある松本市や塩尻市、地元4地区と情報の共有はできていたのでしょうか。渡邊危機管理部長に伺います。

最後に、松本空港は軍事利用に供さないことを改めて米軍に認識してもらうようあらゆる手段を講じるべきと考えますが、阿部知事の御所見と決意を伺います。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には米軍オスプレイの松本空港着陸について3点御質問をいただきました。

まず、1点目といたしまして、オスプレイの松本空港着陸に係る防衛省からの情報提供についてでございますが、オスプレイの着陸により、滑走路閉鎖のほか、民間航空機が目的地変更や欠航する事態となるなど、県民生活に大きな影響を与えた極めて深刻な事態と県としては認識しております。

この認識の下、県では、事案発生直後から、防衛省北関東防衛局に対しまして随時迅速な情報提供を求めておりました。また、25日当日、知事から北関東防衛局長に対しまして詳細な情報収集と共有をお願いするとともに、安全確保の観点から適切な対応をすること、民間航空機の運航に影響が出ないよう米軍に求めることを要請したところでございます。

結果として、議員がおっしゃるとおり、16時15分には着陸した米軍機が普天間基地所属のMV-22オスプレイである旨の連絡、それから、21時48分には、警告灯が点灯したため予防着陸したことがメールにより報告がございました。

こうしたことから、北関東防衛局に対しましては、事態の対応中及び3月28日に、北関東防衛局長が知事に経過説明のために来庁された際に、緊密かつ迅速な情報提供を求めたところでございます。また、5月27日には私自身も北関東防衛局を訪問いたしまして、重ねて申入れを行ったところでございます。

次に、2点目でございます。米軍の訓練の情報提供についてでございます。

県では、これまで、再三にわたり、関係自治体や地域住民の不安の払拭及び民間航空機の安全性の確保を図るため、米軍の訓練時期や飛行ルートにつきまして速やかな情報提供を行うよう防衛省等へ要請を行ってまいりました。

また、今月2日には、令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望におきまして、外務省及び防衛省に対しまして米軍の訓練時期の情報提供や日米地位協定の見直し等を要望したところでございます。

引き続き、県民の皆様方の安心・安全な暮らしを守るという立場から、県民に対して大きな不安を与える飛行があった場合は、国への要請等ちゅうちょなく対応してまいりたいと考えております。

3点目でございます。地元市町村等との情報共有についてでございます。

3月25日のオスプレイ着陸以降、松本、塩尻両市には危機管理部から情報共有をするとともに、交通政策局からは、松本市と連携して地元4地区の空港対策委員会に連絡を行うことなどにより、地元住民の方に対し速やかに情報提供を行ってまいりました。

加えまして、県民の皆様の不安を払拭するため、オスプレイの離着陸に関し、北関東防衛局から提供される情報は、あらかじめ松本市、塩尻市と共有した上で、プレスリリースや知事コメントという形で発信してまいりました。

今後も、関係自治体や地元4地区に対しまして丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には今回の米軍オスプレイ着陸に対する県の認識についてお尋ねをいただきました。

今回の松本空港への米軍機オスプレイの離着陸は、1機目は安全確保のための予防着陸であり、2機目及び3機目は、1機目の故障機を修理し、安全性を確保して早期に離陸できるようにするための一連のものであったと認識しているところでございます。こうしたことから、今回の着陸が地元4地区との協定に反するとは考えておりません。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には松本空港は軍事利用に供さないことを米軍に認識してもらうようあらゆる手段を講じるべきであると考えますがどうかという御質問でございます。

去る3月25日の松本空港へのオスプレイの予防着陸に伴い、滑走路が閉鎖され、民間航空機が目的地変更あるいは欠航するという状態になりました。利用者の皆様方に大変な御不便をおかけする一方で、地元の皆様をはじめ県民の皆様方に御心配をおかけする事態となってしまうところでございます。

このため、3月28日に防衛大臣宛での緊急要請を行わせていただきました。その中では、今回の予防着陸により民間航空機の運航に支障が生じるという極めて深刻な事態が発生したことに加え、地域住民からも、不安や恐怖を覚えたとの声や、詳細な経過や原因究明、再発防止の説明を求める声が県に寄せられているという現状を政府として深く認識していただくことを求めさせていただいた上で、航空機等の安全管理と再発防止に万全を期すことをアメリカ側に求めることや、県、関係市町村及び地域住民に対し迅速かつ詳細な情報提供を行うことなどと併せて、御質問にありましたように、地元の皆様方との協定で松本空港を軍事目的の用に供さな

いものとする」と定めていることについて十分留意するよう要請させていただいたところでございます。

加えて、6月2日の令和8年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望におきましては、外務省に対しまして、日米地位協定を見直し、国内法を原則として米軍にも適用させることを求めるとともに、地元の皆様方との協定を米軍に十分留意させるよう求めたところでございます。

県としては、今後とも協定を遵守し、松本空港が軍事利用に供されることのないよう取り組んでまいります。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）それぞれ御答弁いただきました。

松本空港の管制は新千歳空港が担っていますが、米軍機とのやり取りについては教えられないのだそうです。長野県が北関東防衛局を通じて米軍に出した緊急要望については、いまだ回答がないばかりか、いつ、どのように米軍に伝えたかも分からない。

先ほど質問でも触れましたが、長野県上空を飛んでいるのは基地間移動と思われませんが、いつでもどこでも飛ぶことができるとされています。重ねてお伝えしますが、県民の命と暮らしを守るため、県知事として日米地位協定の見直しをこれまで以上に強く国に求めているといたしたいし、機会があるならば米軍にも求めているといたしたいということをお願いして、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

初めに、不登校支援について伺います。

近年、少子化の影響で全国の児童生徒数は減少している一方、不登校の児童生徒数は増加の一途をたどっており、小中学生は11年連続で増加、高校生も同様の傾向が続いています。長野県においても、小学生、中学生、高校生のいずれも増加傾向にあり、特に、令和に入ってから伸びが著しい状況です。具体的には、令和元年から令和5年までの間に、小学生は1,178人から3,019人と約3倍に増加、中学生は2,373人から4,041人へと2倍弱の増加を記録しています。これらの数字からも、不登校対策は長野県にとって極めて重要かつ喫緊の課題であると強く感じます。

このような状況に対し、長野県では様々な支援策を講じています。例えば、臨床心理士や精神科医、福祉専門職などと連携した相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカーの増員、さらに、メタバースなどICTを活用したアウトリーチ支援の導入、加えて、多様な学びの場を支えるための信州型フリースクール認証制度の導入や、子供が通いたくなるような学校づくりとしてウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）の整備など、従来の施策の拡充と新たな取組の両面から意欲的に進めていただいていることに感謝を申し上げます。

一方で、現場からは様々な声や要望が寄せられており、なお一層の充実が求められていると感じます。そのような不登校の児童生徒をお持ちの保護者、不登校親の会の方からいただいた声を基に何点か質問をさせていただきます。

まず、子供一人一人に寄り添う支援について伺います。

不登校の背景は、家庭環境、発達特性、いじめ、不安など多様であり、登校させること自体を唯一の目的とするのではなく、まずは子供が安心して過ごせる居場所の確保をすること、そして、学びの保障をすることが大前提だと考えます。

しかし、保護者の方から次のような声が寄せられました。まず、校内教育支援センターについてです。

担当教諭が午前中で帰ってしまうので、子供は、下校するか、教室に行くよう促されます。また、勉強する場所だからと子供同士のコミュニケーションを禁止されたということをお聞きしました。校内教育支援センターが子供にとって本当に安心できる場所となっているか、常勤体制の確保や現状の運営実態について教育長に伺います。

また、ICT環境の整備についても課題があります。1人1台の端末は配付されたが、教員の活用スキルに差があり、希望する生徒にオンライン授業が配信できていない校内教育支援センターがあるとお聞きします。教員のICTスキル向上に向けた研修の強化を望みます。こうした点も踏まえ、安心できる居場所の整備と学びの保障について教育長に御所見を伺います。

次に、家庭、保護者への支援について伺います。

不登校の子を持つ親は、孤独感や罪悪感、他の家庭との比較で苦しみ、相談先が見えない中で悩みを抱えています。保護者が孤立せず、前向きに向き合えるように寄り添う支援が求められています。

長野市内のある小学校では、保護者と学校が連携して不登校親の会が開かれました。参加者からは、一人じゃないと感じて救われた。同じ学校の保護者と話せるのは心強い。行事に出られなかった疎外感が和らいだといった前向きな声が聞かれました。代表の方も、不登校は特別ではないという価値観が広がれば相談しやすい空気が生まれると語っており、こうした場が、孤立の解消だけでなく、保護者と教職員の連携や不登校理解の促進にもつながると感じます。保護者同士の連携、保護者と学校との連携を図りながら不登校支援を推進することが重要だと

と思いますが、教育長に御所見を伺います。

さらに、情報提供の在り方についても課題があります。ある保護者は、不登校になっても、学校以外の情報がなく、居場所や支援先を自分で調べるしかなかった。発達障がいの有無の検査を受けるべきか、どうやって受ければいいのかも分からず、苦勞したと話していました。不登校児童生徒やその保護者が様々な課題に直面する中、ICT等を活用し、気軽に相談できる体制整備を進めるべきと考えますが、教育長に御所見を伺います。

教職員の不登校理解に関する研修について伺います。

学校に戻り始めた生徒に対する指導の在り方が、かえって再びの不登校を引き起こしてしまうような事例があるとお聞きします。例えば、感覚過敏や発達特性がある子供について、保護者や本人がどうしても無理だと訴えても、教員がそれを甘えと捉え、まずはやってみてからと言われました。合理的配慮がされず、結果として生徒はストレスから再び不登校になってしまったとのことでした。

生徒の苦しみに鈍感では不登校支援はできません。一見すると熱意にあふれる指導も、独りよがりであればかえって子供を追い詰めてしまいます。なぜ学校に来られなかったのか、どんな不安や苦しみを抱えていたのか、そうした背景を想像し、子供に寄り添う姿勢が不登校支援に求められていると思います。

子供たちが安心して通える学校づくりを進める上で、今後、教職員の不登校の理解をどのように深めていくのか。研修などをどのように行っていくのか。教育長に御所見を伺います。

次に、「発酵・長寿」NAGANOについて伺います。

長野県は全国有数の健康長寿と知られています。その背景には、自然に根差した食文化、とりわけ発酵食品の存在が大きく寄与していると考えます。こうした強みを生かして県が進める「発酵・長寿」NAGANOの取組には、県民の健康づくりと地域産業の活性化の両面で大きな可能性があると感じています。本日は、その進捗状況と今後の展開、展望について幾つか質問をさせていただきます。

初めに、科学的エビデンスと発信戦略について伺います。

健康長寿と発酵食品の関連性については、科学的エビデンスの蓄積が重要と考えます。現在、県内の大学などと連携した研究が進められているとのことですが、その成果をどのように県内外へ発信し、政策や産業振興に生かしていくのか。産業労働部長に今後の展望を伺います。

次に、海外展開について伺います。

我が国は、急速な人口減少により国内マーケットの縮小が進んでいます。特に、食品業界では、海外市場の開拓が生き残りの鍵となっています。そのような中、日本酒がフランスやアメリカなどで人気を博しているように、発酵食品は、ヘルシー、自然由来といった価値観と親和

性が高く、世界で通用するコンテンツだと考えます。

長野県としても、こうした発酵文化を健康長寿のイメージと組み合わせて世界に打ち出していく好機ではないでしょうか。長野県として、日本酒などの発酵食品の海外展開についてどのようなビジョンを持ち、どのような支援策を講じていくのか。営業局長に御所見を伺います。

次に、教育、食育との連携について伺います。

一部の小中学校では、発酵食品をテーマにした食育授業も行われていると伺っています。発酵文化の継承と活用は、単なる健康づくりや産業振興にとどまらず、若者が地元根差した歴史や食文化を学び体験することは、地元を誇りを持ち、地域を好きになるきっかけになるとも考えます。

特に、学校教育において地元の発酵文化を取り入れることで、ふるさとへの愛着を育む学びを広げることができるのではないのでしょうか。今後、県として発酵文化と学校教育の連携をさらに推進すべきと考えますが、教育長に御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には、不登校支援について4点、発酵文化に関わって1点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

校内教育支援センターの常勤体制の確保や現場での運営実態と、教員のICTスキル向上に向けた研修強化についてでございます。

現在、校内教育支援センターを設置している学校は、県内に441校、小学校が265校、中学校が176校でございます。運営実態につきましては、国の補助事業を活用し支援員を配置している学校、市町村が独自に支援員を配置している学校、教員の空き時間等を利用し対応している学校などがあります。支援員につきましては、限られた人数をより多くの学校に配置するため、常勤体制を取ることができず、半日しか常駐できない学校が一定数あるのが現状でございます。

校内教育支援センターにおけるICTの活用については、多様な学習スタイルへの対応や学びの機会の確保などが重要であることから、個々に対応した学びが充実できるよう、担当者の研修の強化に努めてまいります。

また、子供たちにとって安心できる居場所があることは、学びたいという思いを強め、多様な学びにつながると考えており、個々のニーズに応じた環境を整備していくことが重要であると認識しております。

続きまして、保護者同士や保護者と学校との連携による不登校支援についてでございます。

不登校児童生徒の保護者の不安は、子供の将来への不安、心の状態への心配、家庭内での対応への迷い等多岐にわたっていると考えられます。学校は、そのような不安を持つ保護者に寄り添い、学校と保護者が連携した対応が必要であると考えています。

また、同じ悩みを持つ保護者同士がつながる会がつくられていることは承知しております。孤立感が軽減されるとともに、情報交換を通じて子供への理解が深まる場となり、そこで得られる安心感は保護者の不安を軽減しているとも聞いてございます。

今後は、不登校の児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないように、学校と保護者が連携し、保護者を対象とした相談支援をさらに進めるとともに、学校内外での学びの場をはじめとした不登校支援等の情報を伝えるため、校内支援センターが中核となり、保護者等への相談支援体制構築を強化していきたいと考えているところでございます。

続きまして、不登校児童生徒やその保護者のためのICT等を活用した相談体制の整備についてでございます。

保護者への支援情報につきましては、個別の状況に合わせ、学校が直接伝えたり、市町村やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを通じて支援に関する情報を提供しておりますが、学校や外部機関とつながりが乏しい場合、情報が届かない場合があるということを承知しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、現在の支援体制を充実させるとともに、必要に応じて訪問支援を行うアウトリーチ支援体制の強化も必要であると考えているところでございます。また、児童生徒、保護者とのつながりをつくるため、オンラインやメタバース等のICTを活用した相談体制の構築、情報提供の在り方などを研究しているところでございます。今後も、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、一人一人の子供に寄り添い、きめ細やかな支援、情報提供ができる体制整備をさらに進めてまいります。

不登校への教職員の理解の向上についてのお尋ねでございます。

現在、教職員向け研修として全県の学校の担当者を対象とした研修会を年4回開催し、事例を通しての研修や不登校支援に関わる情報交換を行い、支援の質の向上に努めているところでありまして、今後さらに研修の精度を高めてまいりたいと考えております。

また、不登校支援につきましては、子供の視点に立った支援が最も重要であると考えております。今年度、ウェルビーイング実践校TOCOTON（トコトン）を70校指定して、子供側から学校の仕組みを捉え直す学校づくりの研究に取りかかったところでございます。今後、これらの取組を通して、教職員が子供側からの不登校理解が進むよう研修を充実してまいります。

続きまして、発酵文化と学校教育の連携の推進についてでございます。

長野県の幾つかの学校では、総合的な学習の時間などで、地域の発酵文化を生かした特色ある学習活動が展開されております。

例えば、松本市の田川小学校では、地元のみそ蔵の協力を得て、蔵の見学や仕込み作業を行

い、家庭で発酵、熟成させたみそ造りの一連の流れを体験しております。また、原村の原中学校では、村内のワイン農家から醸造方法を学び、校内でワイン用ブドウの栽培、収穫を行い、地元のワイナリーで醸造体験をしていると聞いております。

こうした体験活動を通して発酵文化やそれを支える地域の企業、人を知ることは、地域に対する誇りと愛情が生まれ、郷土で活躍しようとする意欲を育むことにつながると考えております。

今後は、様々な事例を県内の学校へ横展開し、より多くの児童生徒が発酵文化に触れる機会を創出できるよう関係者と連携しながら学習の充実に取り組んでまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）発酵食品に関する研究成果の発信と産業振興に向けた活用について御質問をいただきました。

発酵食品は、腸内環境の改善など健康によいという一般的なイメージにとどまっており、データに基づいた情報を消費者に伝え切れていないのが現状です。このため、数値等により消費者に説明し、差別化を図ることは、商品の特徴を認識していただく上で重要であると考えております。

このため、食品事業者が県工業技術総合センター食品技術部門や信州大学等と連携し、発酵食品が持つ機能性の分析、検証などの研究や、発酵過程の最適化による機能性の高い商品開発支援などに取り組んでいるところです。

これらによる成果は、県工業技術総合センターが毎年行う研究成果発表会や、東京で開催される国内唯一の発酵・醸造に関わる専門展示会である国際発酵・醸造食品産業展に参加することによって消費者や関係業者に発信されているほか、県と食品関連機関が連携して運営する「発酵・長寿」ポータルサイトにおいても、発酵食品の持つ健康効果や栄養成分、レシピの紹介などにより幅広い層の理解を深めるよう、情報発信に工夫しているところです。

このように、発酵食品の持つ機能性などの特徴をエビデンスをもって効果的に発信することによって、商品の高付加価値化や販売の促進につなげ、県内食品産業の経営基盤の強化を図るとともに、県内外に対し「発酵・長寿県」NAGANOのブランドを強固なものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）発酵食品の海外展開に係るビジョンと支援策についての御質問をいただきました。

日本酒、みそなどの発酵食品は、県内事業者による年間輸出実績60億円以上を誇る長野県の

加工食品輸出の主力品目でございます。特に、日本酒は、昨年の12月に日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、世界的に注目を高めております。

また、発酵食品の健康への効果が広く認知され、欧米やオーストラリア等を中心に健康志向の高まりが見られる中で、みそなどの販売も年々増加しており、今後さらなる成長が期待できる分野と考えております。

県といたしましては、こうした海外市場におけるニーズの高まりを販路拡大の絶好の好機と捉えまして、市場分析等に基づいてターゲット国を絞り込んだ上で、効果的な売り込みを企画、展開しているところでございます。

具体的には、主要販売先である北米を筆頭に、オーストラリア、ヨーロッパ、台湾などを対象に、発酵バレーNAGANOや県酒造組合などの関係事業者団体とも連携しながら、今年度は各国の有力バイヤーを招聘した商談会の開催や世界最大級の食品展示商談会への出展、また、各国での県産品をPRするレセプションの開催などにより県産発酵食品の輸出拡大を積極的に支援してまいります。

今後も、自然豊かな長野県が育む発酵食品を世界にアピールすることにより、海外へのさらなる輸出拡大はもとより、長野県全体のブランド価値の向上や経済発展にもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）まず、不登校支援についてであります。文部科学省は、2016年の通知で、不登校は問題行動ではなく、その背景には様々な要因があるとし、同年に施行された教育機会確保法でも、学校以外の多様な学びの機会の重要性と本人の意思を尊重した対応が重要と明記されました。これは、学校に行けないイコール問題という従来の発想から、子供の状態を受け止め、安心できる環境から支援するという方向への大きな転換です。

しかし、今日、不登校の保護者の声の一部を紹介させていただきましたが、こうした理念がまだ十分に行き届いていないと感じる場面があり、理念と現場との間にギャップがあると感じます。

こうした理念が県内の教育や不登校の現場の隅々まで浸透し、形となるよう、不登校現場の声に寄り添った支援をお願いしたいと思います。そして、安心して過ごせる居場所の確保や学びの保障、また、保護者が孤立しないための支援体制の充実を推進していただきたいと思えます。

次に、「発酵・長寿県」NAGANOについてですが、私自身も先日知人に教えてもらって塩こうじづくりを体験しました。材料は、米こうじ、塩、水、それをよく混ぜるだけでできま

す。とてもシンプルで安くて簡単、そして、何よりおいしい。ちょっと手間のかかる漬物よりも続けやすいなというのが正直な感想です。塩こうじは、2011年頃から魔法の調味料として注目され始めましたが、実際につくってみると、その魅力がよく分かりました。

発酵は、本当に奥が深く、今後、観光や教育、そして個人の楽しみとしてもいろんな可能性が広がっていくと感じます。「発酵・長寿県」NAGANOを旗頭に、長野県のブランド力がさらに高まり、県民一人一人のプライドの向上にもつながることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。私見を交え、通告した4項目について質問をさせていただきます。

最初に、マイナ免許証について。

今年の3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化が始まり、マイナンバーカードに運転免許証の情報を記載したマイナ免許証が導入されました。このマイナ免許証について私も聞かれることがあります、よく分からない点も多いので、県民の皆様にも知っていただきたいと思い、今一般質問で取り上げさせていただきます。

それでは、以下、警察本部長にお聞きいたします。

まず、マイナ免許証の導入状況について、長野県と全国の状況を伺います。

次に、マイナ免許証については、マイナ保険証と違い、従来の運転免許証も引き続き利用可能とのことですが、保有の種類及びマイナンバーカードと運転免許証を一体化するメリットやデメリット、注意する点について、また、マイナ免許証の導入に伴う運転免許更新手続の変更点について伺います。

続いて、2項目めのストーカー事案に関する対応状況についてお聞きいたします。

ストーカーによる凶悪犯罪が後を絶ちません。2023年1月、福岡市の駅前路上で女性社員が、同年6月に横浜市のマンションで女子大学生が元交際相手に、24年5月には東京新宿のマンションで元バー経営者の女性が客だった男に殺害されました。いずれも警察に相談したり通

報したりしていましたが、凶行を食い止められませんでした。ごく最近の先月におきましても、行方不明だった川崎市の女性が元交際相手の家から遺体で発見されました。彼女も、警察に通報したり被害届を提出していましたが、惨事は防げませんでした。

今月5日の毎日新聞社のネットニュースによりますと、元交際相手からのストーカー被害を訴えていたこの川崎市の女性が遺体で見つかる事件があった神奈川県警は、2024年のストーカー事案に関する相談件数が全国で5番目に多く、996件。その一方で、警告は9件しかなく、この川崎の事件では容疑者の男性に警告を出していませんでした。ストーカー規制法による対応として、口頭指導、警告、禁止命令、摘発とあるようですが、相談のうち、警告と禁止命令、摘発に至った割合を単純計算すると、神奈川県警は、長野、徳島、大分に次いで4番目に低かったとの内容の記事であります。

翌日の信濃毎日新聞には、県内の状況について一部掲載されておりましたが、確認の意味で本県における昨年の相談件数と対応状況及び当事者の年代別割合を伺います。

また、取り上げた毎日新聞のネットニュース記事からだど、長野県の相談への対応はほとんどが口頭指導で済ませているということですが、この全国の対応状況結果に対する受け止め、また、本県警察本部におけるストーカー被害防止への対策と決意を伺います。以上、警察本部長に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 県警察にはマイナ免許証とストーカー事案について御質問をいただきました。

まず、マイナ免許証について順次お答えいたします。

まず、本年3月24日に運用開始となったマイナ免許証の長野県と全国の状況についてお答えします。

5月末時点での運転免許の保有者数は、長野県で146万1,516人、全国では8,165万5,528人となっています。そのうちマイナ免許証の保有者は、長野県で7,669人、0.52%、全国では63万6,033人、0.78%となっております。長野県のマイナ免許証の保有者7,669人のうちマイナ免許証のみを保有する方は2,724人、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有する方は4,945人となっております。

次に、運転免許証の保有方法についてお答えいたします。

運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを保有すること、それから、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること、従来の運転免許証のみを保有すること、このいずれかを本人が選択することになります。

次に、マイナ免許証のメリットについてお答えいたします。

マイナ免許証を保有する方は、優良運転者講習または一般運転者講習の対象者であれば、更新時講習をオンラインで受講することができます。それから、お住まいの都道府県外の免許センター等で免許証の更新手続きが行える経由地更新という手続きがございますが、そこでも即日更新ができるようになったほか、その申請期間が延長されるといったメリットがあります。

また、マイナ免許証のみを保有するという選択をした方につきましては、住所・氏名の変更手続きがワンストップ化されるため、市町村に届け出れば警察での変更手続きが不要となります。また、更新時の手数料が運転免許証のみを保有する場合と比べて安くなるといったメリットがございます。

一方、デメリットではありますが、運転免許証を紛失した場合、免許センターでは即日再交付することができますが、マイナ免許証を紛失した場合には、市町村の窓口でマイナンバーカードの再発行を受けるのに1週間以上かかるとされています。その後に免許センター等で免許情報の記録を行うまで自動車等の運転ができず、これは通常の運転免許証よりも時間がかかるということでもあります。それから、マイナンバーカードへの書き込み等で、運転免許証のみの手続きに比べると、更新等各種手続きに時間を要することになります。こうしたことがデメリットとして挙げられます。

次に、マイナ免許証の注意点についてお答えいたします。

現状では、マイナ免許証を取得後にマイナンバーカードのほうの更新をしますと、更新後のマイナンバーカードには、この運転免許の情報が引き継がれないという問題があります。したがって、マイナ免許証を希望される方は、もしマイナンバーカードの有効期限が近づいている場合には、先にマイナンバーカードの更新後に手続きを行っていただくか、あるいは運転免許証とマイナ免許証の2枚持ちにしていただくように説明させていただいております。

この点につきましては、現在、警察庁等関係機関においてシステムの改修作業を進めておまして、本年秋には更新後のマイナンバーカードに免許情報が自動的に記録される予定であると認識しております。

次に、運転免許証の更新方法の変更点についてお答えいたします。

マイナ免許証を保有する方のうち、更新時講習の区分が優良運転者または一般運転者に該当する方は、オンラインにより更新時講習を受講することができるようになりました。これにより、運転免許窓口において対面での更新時講習の受講は不要となりますが、自動車等の運転適性について判断するための適性検査は行う必要がありますので、運転免許証の更新手続きの際は必ず窓口にお越しいただき、手続きを行っていただく必要がございます。マイナ免許証に関する質問については以上でございます。

続きまして、スーカース案について順次お答えいたします。

長野県における昨年のストーカー事案の相談件数、当事者の年代別割合についてお答えいたします。

令和6年中のストーカー事案の相談等件数は321件、前年比マイナス15件であります。依然として高い水準で推移しております。

当事者の年代別割合についてですが、まず被害者は、20歳未満が11.5%、20歳代が33.3%、30歳代が20.2%、40歳代が18.7%、50歳代以上の年代が16.3%であります。一方、行為者ですが、これは20歳未満が5.3%、20歳代が20.9%、30歳代が15.9%、40歳代が17.4%であり、行為者が不明な場合も含めその他の年代という分類が40.5%となっております。

具体的な行為としては、多いものを挙げますと、付きまとい、待ち伏せ、押しかけ等、これが全体の34.6%、面会・交際等の要求が24.8%、無言電話・連続電話等が12.9%という順であります。

次に、令和6年中のストーカー事案の対応状況についてお答えいたします。

ストーカー事案のうち、被害者の安全や平穏が害され、かつ反復のおそれがあるなどストーカー規制法の要件を満たす場合、書面警告3件、禁止命令5件、ストーカー規制法違反による検挙3件といった対応をしております。また、刑法犯等によって検挙した事例が29件ありました。

また、これらの措置のいかにかわらず一つの事案で複数の対応をしますので、複数計上となりますけれども、行為者に対する指導・警告が221件、防犯指導が321件、パトロール警戒が304件、110番登録等の援助実施、これが263件と、こういった対応をしているところです。

ストーカー行為については、繰り返し行われることによって次第にエスカレートし、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いことから、被害者保護の徹底を図るためには、刑罰権の行使のみならず、被害者に危害が及ぶ前にできる限り早い段階でストーカー行為者に対して迅速かつ的確な措置を講ずることが求められております。

そのため、ストーカー事案を認知した場合には、事案の緊急性、切迫性、行為の反復のおそれを勘案し、積極的に事件化を図るとともに、事件化が困難な場合には、迅速に行為者に対する口頭指導や関係者に対する監督を依頼するなどの措置を講じ、行為の再発防止を図っているところです。

また、被害者に対しても、事案の危険性、切迫性等を踏まえた定期連絡を実施し、新たなトラブルの発生や異常の有無等を確認するとともに、事案の鎮静化、問題解決に向けた助言・指導を行っております。

現状においては、ストーカー行為の状況に応じて反復のおそれや危険性・切迫性を判断し、その段階で必要な対応を取っており、迅速な口頭指導の効果等により、行為者のストーカー行

為が沈静化しているものと推察しております。

最後に、ストーカー被害防止への対策と決意についてお答えします。

県警察では、ストーカー事案を認知した場合には、被害者等の安全確保を最優先に、安全な場所への避難、行為者に対する指導・警告措置、行為者家族等に対する指導・監督依頼、反復を継続するおそれがある場合などは、ストーカー規制法に基づく書面警告、禁止命令の発出、事件検挙など、迅速かつ的確に組織的な対応を推進しております。

さらに、行為者への対処として、原則禁止命令等を受けた行為者全員に対し、再発防止のための定期連絡、心理学的手法に基づくカウンセリングや治療の有用性の教示を実施するとともに、被害者に対しても危機意識を継続するよう働きかけをしております。このほか、市町村、女性相談センター等関係機関と連携した対応を行うとともに、法テラス、長野県男女共同参画センターの紹介等、事案に応じて対応しております。

人身安全関連事案に関しましては、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ、被害者等の安全の確保を最優先に対処してまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

マイナ免許証について、様々警察本部長から御説明いただきました。今お聞きして、私自身もマイナ免許証の保有をどうしようかと迷ってしまうところでもあります。今御説明いただいた内容は、運転免許証を保有されている全ての方に周知すべきと考えます。県警察本部のホームページに掲載されている部分もありますけれども、分かりやすく広く紹介していただきたいと思いますが、警察本部長に御見解を伺います。

次に、先ほど警察本部長から、ストーカー対策の決意、またストーカー当事者の年代別数も御答弁いただきました。従来においても、当事者が一定程度存在していることが分かりました。

ストーカー被害を出さないためには、ストーカーを生まない。そのためには、当たり前ですが、ストーカーを含めた犯罪行為はやってはいけないとの理解を進め、深めることが重要と考えます。午前の質問で教育長から情報モラル教育の重要性についてのお話もありましたけれども、各教育現場において子供たちに対してどのような教育、学習をされているのか、教育長にお伺いいたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）マイナ免許証の広報につきましてお答えいたします。

マイナンバーカードについてどのくらい知っているかということについて、2段階あると思うんですけども、マイナンバーカードと運転免許証が一体化できるということ自体については広く報道されておりますし、恐らく運転免許を保有している方はほとんど御存じだろうとは思いますが。

一方で、今お尋ねいただきましたような具体的な手続やメリット・デメリット、注意点、こういったことにつきましては、それぞれ御関心のある点についていろいろお調べいただくということになるかと思いますが、今御指摘のありました長野県警察ホームページのほか、運転免許証の更新連絡はがきでありますとか、安全・安心のためのアプリでありますライポリス、あるいはユーチューブ、そういった媒体においても周知しているところですので、それぞれ御関心のある点を調べていただけるようになっております。

今後も、具体的な手続や手数料などについて県民の皆様に分かりやすい広報に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） ストーカー行為を含めた犯罪行為についての教育や学習についてのお尋ねでございます。

ストーカー行為を含めた犯罪行為は法律で禁止されている行為であり、小学校入学以来、法律等ルールを守ることに付いて道徳や特別活動を中心に指導しているところでございます。

また、被害者の人権を尊重することは、犯罪の未然防止において極めて重要な視点でございますので、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組んでいるところでございます。

さらに、近年、SNSなどで一方的に親近感を抱いた相手に対して接触を繰り返すなどストーカー行為が見られることから、情報モラル教育の充実も必要であると考えております。このため、午前中も申しましたが、外部の専門家や県警スクールサポーターによる子どもの性被害防止教育キャラバン隊を派遣して情報モラルの向上に取り組んでいるところでございます。

現在、ストーカー行為に特化した学習は設けてはおりませんが、引き続き遵法精神や自他の人権を尊重する精神を児童生徒の発達段階に応じて保護者とも連携しながら指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君） それぞれ御答弁をいただきました。

警察本部におかれては、長野県においてはストーカー被害を出さないとの決意で厳格な事案対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、子供たちが当事者にならないよう、学校現場において、SNSの利用を含めた指導等、

警察本部と連携し合って実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めの住宅耐震改修についてお聞きいたします。

本県においては、住宅耐震化緊急加速事業補助金、耐震改修・除却助成金、あんしん空き家流通促進事業など、中古住宅の耐震化や空き家対策を進めてきていただいております。

ところで、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）は、本年度が終了年です。目標に対しての現状と達成見込みについて伺います。

また、県が昨年9月に策定した県地震防災対策強化アクションプランでは、令和9年度住宅耐震化率95%としております。この点も含めて伺いたいと思います。

本年、公明党長野県議団で国土交通省から令和7年度の予算説明を受けた際、住宅の耐震改修について、高齢者世帯は改修費用でちゅうちょされる方が多いがとのこちらからの問いかけに対し、住宅金融支援機構、昔の住宅金融公庫がリバースモーゲージ住宅ローンというのを行っている。保証人不要で、現在住まわれている住宅を担保に、高齢者世帯が今の住まいを出ることなく、生存中はローンの利息のみ支払い、元金は住居の売却で清算するというものと御紹介いただきました。県としてこうした改修方法もあるということをご改修が必要な方に案内してはいかがでしょうか。

また、今年度、県は、住宅の耐震化をより一層加速させ、住宅耐震化率の目標を早期に達成させるため、住宅耐震改修情報発信業務を事業者に業務委託することとしていましたが、現在の状況と予定されている発信内容について伺います。以上を建設部長に伺います。

次に、これはお隣の富山県のニュースにあったことですが、解体工事中の家屋でひながかえったばかりのツバメの巣が見つかり、業者が作業をひなが巣立つまで延期したというものです。私自身はこのニュースを見て感動したわけですが、こうしたことは実は当たり前のことで、鳥獣保護管理法に定められているものでした。

この法律によると、卵があつたりひながいたりするツバメなどの巣の撤去が認められるのは、電線にあつて火災や漏電の危険がある場合や、個人宅ではふん害や健康被害、そのおそれがある場合などに限られ、自治体の許可が必要。これに違反すると、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処するとされております。富山県では、法律を理解せずに解体工事を続けてしまう例もあると指摘して、注意を呼びかけているようでした。長野県においても、この法律を知らずに巣を撤去してしまうケースがあるのではと推察いたします。本県においても業者に注意を呼びかけるとともに、広く県民に、この法律について、趣旨も含めて今の時期に情報発信すべきと考えますが、林務部長に御見解を伺います。

次に、4点目の交通空白について。

県は、今定例会に、地域公共交通の維持・活性化のための補正予算として6,195万7,000円を

盛り込んでおり、そのうち、地域間幹線バス路線の廃止に伴い、代替手段が確保されるまで移動の足を維持するため、運行延長に必要な経費として3,345万7,000円をバス事業者2社に支援することとしています。このことは県の取組として評価いたします。

ところで、国土交通省が、先月、公共交通機関の空白に当たると自治体が判断した集計結果を公表しており、全国で2,057地区が空白との結果でした。空白地区は47都道府県の計717市区町村にあるとのことですが、長野県内自治体の調査結果と県の受け止め、対応状況をお伺いいたします。

また、県が昨年度から始めて今年度名称変更した交通空白輸送確保支援事業についての現状及びモビリティ・アドバイザー派遣制度の活用状況をお伺いいたします。以上を交通政策局長にお伺いいたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には2点御質問をいただきました。

まず、住宅耐震化の進捗状況についてのお尋ねです。

県内の住宅の耐震化率は、国が5年ごとに行う住宅・土地統計調査に基づいて推計しておりまして、直近となる令和5年の調査結果では、空き家を除いた住宅総数は82万4,000戸、そのうち耐震性がないと推計される住宅は11万5,000戸で、耐震化率は約86%となり、全国平均の90%を4ポイントほど下回っている状況でございます。

第Ⅲ期長野県耐震改修促進計画では、令和7年度の耐震化率の目標を92%、県地震防災対策強化アクションプランでは、令和9年度の耐震化率の目標を95%に定めており、直近令和5年の調査結果を踏まえると、目標達成は難しい状況となっております。

こうした状況や令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、耐震改修に対して県単独での上乘せ補助や効果的な情報発信を実施するとともに、昨年度実施した専門家派遣の結果を検証するなど、耐震化の強化を図ってまいります。

また、最終年である第Ⅲ期長野県耐震改修促進計画の実績も取りまとめ、その結果を基に、市町村と協議を進めながら、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、住宅の耐震改修におけるリバースモーゲージ型住宅ローンと住宅耐震改修情報発信業務についてのお尋ねでございます。

耐震改修向けリバースモーゲージ型住宅ローンは、高齢で収入がなくローンが組めなかったり、自宅を相続させる予定がないなど、これまで耐震改修に消極的であった高齢者層が対象で、手元資金がない場合でも耐震改修が行いやすくなる制度として期待されております。本制度を利用するためには、住宅の所在市町村が耐震改修補助制度を改正する必要があり、県内では、千曲市1市が本年7月から取扱いを開始いたします。

今後は、高齢者が安心して耐震改修を行えるよう、市町村に対して制度の改正と所在住民への周知を働きかけてまいりますし、県としましてもこの制度の周知に努めてまいります。

また、住宅耐震改修情報発信業務の状況につきましては、5月末に業務委託契約を締結いたしまして、現在、ウェブ広告、テレビCM、ラジオCMなど各種媒体による広報の制作を進めているところであります。

今年度は、何となくだった耐震化を、ちゃんと分かる、動けるものへと変えていくため、具体的な耐震改修工法の事例や、支援制度の活用方法を分かりやすく発信し、耐震化に対する意識を向上させ、耐震改修の加速化を図ってまいります。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）鳥獣保護管理法に係る情報発信についての御質問でございます。

御指摘のとおり、鳥獣保護管理法では、既に卵やひながいる野鳥の巣を許可なく撤去することは原則として禁止されておりまして、これは、個人所有の建物や敷地内であっても同様の取扱いとなっております。

ツバメなど多くの野鳥が巣づくりをする時期は春から夏にかけてでございますが、県では、この時期に合わせまして、野鳥との適切な接し方でございますとか、法の趣旨を分かりやすくお伝えするチラシを小学校をはじめ市町村や関係団体へ配付するなど、周知啓発活動を行っているところでございます。

今後は、解体工事業者等に対しましても周知や注意喚起を行うほか、県ホームページの活用など様々な機会を通じまして野鳥の保護に係る情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には大きく2点御質問をいただきました。

1点目の国の「交通空白」リストアップ調査の結果等についてでございますが、5月30日に開催されました国土交通省の「交通空白」解消本部におきまして、公共交通の利用が困難ないわゆる交通空白に係るお困り事を抱える地域数をリストアップした国の調査結果が公表されたところでございます。県内では、公表を望まない市町村を除きまして、26市町村、60地区が交通空白に該当しているところでございます。

自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに安心して暮らせる社会を目指す本県にとって、交通空白の解消は率先して取り組むべき課題と認識しております。今回多くの市町村において交通空白の課題を抱えているという事実が明らかになり、より一層の対策が必要と受け止めて

おります。

他方、今回の調査結果によりまして、従来から交通空白の課題を抱えていた地区はもとより、これまで交通空白として意識されていなかった地区が明らかになったという点では大変意義あるものと考えているところでございます。

県では、新たに交通空白の解消に取り組む団体を支援する交通空白地輸送確保支援事業などにより対応を進めてきたところでございますが、国の集中対策期間である令和7年度から9年度においてはさらに取組を強化してまいります。

具体的には、北陸信越運輸局と連携しまして、全ての市町村への個別ヒアリングを行う中で、地域に応じた課題解決の方向性を検討するなど、県が主体的に関与し、交通空白の解消を図ってまいります。

次に、2点目の交通空白地輸送確保支援事業とモビリティ・アドバイザー派遣制度の活用状況についてでございます。

先ほど申し上げました交通空白地輸送確保支援事業につきましては、昨年度3団体に対しまして車両購入費や法定講習費用等を支援したところでございます。

続いて、モビリティ・アドバイザー派遣制度につきましては、地域交通の課題を抱える市町村等に対しまして、複合的な視点から助言等を行う有識者を派遣するものでございまして、昨年度は5団体に4人の有識者を派遣いたしました。有識者からは、路線やダイヤをよりよいものへ見直すに当たっての視点、また、ICTを活用した公共交通の活性化等の助言をしていただきまして、それを踏まえた取組により利便性の向上が図られるなど、本事業が市町村等の課題解決に寄与できたものと考えているところでございます。

今年度も引き続きこうした事業を実施することで市町村等の取組を後押ししてまいります。以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

住宅の耐震化について、目標は難しい、達成は難しいとの正直な答弁、また、耐震化の強化、加速化でというようなお話もいただきました。住宅の持ち主のお考えもありますので、行政が耐震化を進めたくても難しいところがあるとは思いますが、県の新たな取組に期待するとともに、大きな地震が起きても人的被害がないよう、御答弁いただいたようにお取組をしっかりとお願いしたいと思います。

交通空白についてですが、本県は26市町村60地区という調査結果ということでした。やはり多いなというふうに感じます。さらなる強化対策をしていくという答弁をいただきましたが、市町村とよく連携していただき、将来を見据え、住民の足を確保していただくようお取組を要

望し、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団、藤岡義英です。よろしくお願いいたします。

価格転嫁による賃上げ原資の確保が難しい中でも、人材確保のために賃上げせざるを得ない。大都市圏の大企業との賃金格差はむしろ拡大を続けており、地域からの人口流出が見られる下で新規採用は困難になっているなど、原料価格や人件費の高騰を受け、中小企業から苦しい状況が聞かれます。さらに、トランプ関税の影響が心配されます。

こうした状況の中で、暮らし、中小企業、雇用への支援について五つ質問いたします。

最初に、トランプ関税の評価をお聞かせください。また、国際社会と連携し、トランプ関税の全面撤回を国に求めるよう要請すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2、県は特別相談窓口を設置されましたが、寄せられた相談内容は現時点でどのようなものがありますか。あわせて、現場に足を運び、中小企業の声を直接聞き取り、県内経済や下請企業への影響を調査すべきと考えますが、いかがですか。

3、トランプ関税による影響を労働者や中小企業に押しつけてはなりません。国に対し中小企業支援、雇用を守る対策を求めるべきではありませんか。

4、賃上げする体力がない事業者は、生産性を向上させる余裕もありません。その上、トランプ関税への対応にも追われています。2月県議会の一般質問で、岩手県などが賃上げのみを条件とした中小企業への直接支援制度を創設したことを紹介し、県でも実施を求めました。こうした他県の制度について、長野県として分析、検証を行ったのでしょうか。

5、物価高騰に苦しむ県民や中小企業を守るためにも、家計消費と内需を支える思い切った対策が必要であり、トランプ関税への対応としても重要です。今こそ消費税減税とインボイスを廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。1と5の質問を知事に、2と3と4の質問を産業労働部長にお聞きいたします。

続いて、沖縄戦の歴史認識と沖縄県との交流連携について質問いたします。

長野県と沖縄県は交流連携協定を締結し、様々な取組を進め、民間交流や県民同士での交流を活発化させていくとしています。戦後80年の年であります。昨日は沖縄慰霊の日でもありました。沖縄戦を経験した沖縄と平和をテーマとした交流も深めていくべきではないかとの思いから幾つか質問いたします。

これまで、沖縄県との交流連携の中で、様々な分野で交流を進めてこられました。今後の連携の一分野として、学校教育の中で平和教育の充実を進めてほしいと思いますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

また、今年度から始まる若者交流事業に平和について学ぶプログラムを取り入れ、歴史を通じて平和の大切さを共有する取組を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。こども若者局長に御所見をお伺いします。

佐久市の糸洲の壕学習環境整備事業について、県も関わっていかれると2月議会で答弁されました。私は、この糸洲の壕をどのように伝えていくのかという観点から質問いたします。

この事業では、傷病兵の治療に当たっていた小池勇助軍医の判断でふじ学徒隊の多くの命が助かったというエピソードが紹介されています。佐久市出身の方でもあり、沖縄県と長野県をつなぐ戦争と平和を考えるシンボルとしてマスコミでも注目されました。

一方で、小池軍医は、部下に対し、日本軍の組織的な戦闘が終わった後も戦闘を継続、米軍へ突撃を命じ、本人も自決しています。加害者にも被害者にもなることが戦争の本質、一つの事象だけを捉えて伝えてはいけないと、佐久から移住し、平和ガイドを務めている井出佳代子さんはコメントされています。

沖縄県民が戦争に巻き込まれた背景を踏まえ、被害、加害双方の多面的視点から歴史を伝え、平和の意義を普及促進してほしいと思いますが、いかがでしょうか。健康福祉部長に御所見をお伺いします。

糸洲の壕の竣工式に、阿部知事、玉城知事が出席されました。平和をテーマにして二つの県がつながり、交流を深めていくきっかけになるかもしれないと感動を覚えました。今後、沖縄県知事を招待し、満蒙開拓平和記念館や松代大本營地下壕など戦跡を共に訪問する機会を設けるなど、平和的交流をさらに進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。知事に御所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、トランプ関税から中小企業と雇用を守ることに関連して、米国関税措置の評価、そして撤回の要請についてという御質問でございます。

米国による関税措置は、戦後、世界各国の努力で築かれてきた自由で開かれた貿易体制を大きく揺るがすものであり、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済や輸出関連の企業が多い本県産業に多大な影響を与えるのみならず、世界的な景気の下振れも懸念されるところというふうを受け止めております。

このため、6月2日には、長野県として、市長会、町村会、さらには県議会議長をはじめ、市議会議長会、町村議会議長会と共同で要請活動を行い、その中で、経済産業省政務官に対して、米国に対して今回の関税措置の見直しを粘り強く求めることを要請させていただいたところでございます。政府には、引き続き粘り強い交渉を行い、日本の国益に沿った形での合意が

なされることを期待しているところでございます。

続きまして、消費税の減税、インボイス制度の廃止についての見解という御質問でございます。

消費税は、国民、住民の命と暮らしを支える根幹である基礎年金であったり、高齢者医療、あるいは介護、次世代育成のための子育て支援といった施策を支える極めて重要な財源になっているというふうに見受け止めております。

こうした政策分野は、これから少子高齢化が進行する中、ますます重要になってきているところでございます。また一方で、この消費税収の約4割は、私たち地方公共団体の地方財源になっているところでございます。したがって、この消費税率を引き下げることについては極めて慎重に検討されるべきものというふうに見受け止めております。

また、インボイス制度は令和5年10月から導入され、10%と8%の複数税率の下、事業者が消費税を適正に申告していただくために必要な制度であると考えております。国とも連携しながら制度の普及定着に取り組んでいく必要があると考えております。

もとより、物価高騰や米国による関税措置への対策といった喫緊の課題に的確に対応していくことは大変重要なことだというふうに我々は考えております。そのため、先般も、国に対して、ガソリン価格高騰への対策や企業の経営革新に向けた総合的な対策、さらには米国の関税措置等による経済への影響の緩和、克服などについて国に対して求めたところでございます。

県としても先般取りまとめました長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0に盛り込んだ各施策をまずは着実に実施していくことで県民の皆様の確かな暮らしを守り、中小企業等の安定的で持続的な経営を支えていきたいと考えております。

最後に、3点目でございますが、平和の観点からの沖縄県との交流連携について御質問をいただきました。

御質問にもありましたとおり、昨日は沖縄県の戦没者を追悼する慰霊の日でございました。さきの大戦におきまして、沖縄県では壮絶な地上戦が繰り広げられ、多くの尊い命が失われることとなりました。犠牲となられた全ての御霊に心から哀悼の意を表します。

沖縄県と長野県は、これまでも様々な交流を続けてきたところであります。令和5年には、玉城デニー沖縄県知事に長野県を訪問いただき、その際には、松代大本営の地下壕も視察されています。一方、私も沖縄県を何度か訪問いたしておりますが、今年の1月には、信濃の塔の追悼記念式典に合わせて、御質問にあったように糸洲の壕の竣工式にも出席させていただいたところでございます。

こうした知事同士の交流だけではなく、本年2月には沖縄の中学生に満蒙開拓平和記念館を訪れていただき、一方、本県からも沖縄への修学旅行で様々な戦跡を訪問するなど、戦争の歴

史を学び合う平和交流が行われてきているところでございます。今後とも、こうした交流を通じて、戦争の歴史を風化させることなく次世代に継承していくことができるよう、沖縄県と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。私としても、悲しみと苦難の歴史と向き合い、平和を願い続けてこられた沖縄の皆様方の思いに、これからも心を寄せてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）米国の関税措置に関して3問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、米国関税に係る相談内容や影響の調査についてのお尋ねです。

相談件数は6月20日時点で27件あり、主な内容としては、米国関税の先行き懸念から受注が低迷している。また、現在直接影響はないが、取引先の関税の影響による受注減を懸念している。また、今後の関税措置の展開が分からず、見通しが立たない状況で不安であるなどの声があったところです。

県では、日頃から、職員が企業に出向き、経営者等と対話する中で、地域経済の状況を把握するとともに、今回の米国関税措置への影響については5月の景気動向調査の際に附帯調査を実施したところです。この附帯調査の結果としては、米国との取引上の関係は、44%、105社の企業が「ある」と答えておりますが、その中で、既に影響を受けているものは11社、5%、今後影響を受ける可能性があると答えた者は34%、82社となっております。

現状では直接的な影響は限られているものの、今後の影響拡大を懸念する声が多くあることから、今後も日常的な対話での情報収集を進めるとともに、景気動向調査の附帯調査を実施するなど継続的に状況の把握に努め、迅速な支援策の実施、情報提供や相談など、必要な対応を適宜行ってまいります。

次に、中小企業支援や雇用を守るための国への対策、要望についてのお尋ねです。

米国関税措置による影響については、県としても大変重要な課題と認識しております。このため、先ほど知事からも御答弁させていただいたとおり、6月2日に経済産業大臣政務官にお会いし、米国に対し今回の関税措置の見直しを粘り強く求めることを要請したところでありますが、その際、具体的な支援策として、円滑な価格転嫁や賃上げに対する支援、中小企業の下支えと新たな挑戦を行うために必要な取組の支援など、産業や雇用への影響軽減のための対応も同時に要請したところです。

今後も、米国関税措置の動向と県内経済への影響を的確に把握しながら、事業者の皆様切れ目ない支援を行うとともに、県だけでは対応できない対策については国に対して強く要望し

てまいります。

最後に、他県の賃上げ制度に対する分析と検証についてのお尋ねです。

他県で先行的に導入されている施策について、その内容を分析し、効果的と判断される優良施策について本県施策として取り込み、実施することは、県行政を進めていく上で重要な視点と認識しております。

議員御指摘の賃金に対する支援制度については、厚生労働省が実施した賃金構造基本統計調査の令和6年度の結果によると、所定内給与額の対前年比が全国平均では3.8%増であるところ、先行実施県では2.9%増であり、本県は全国平均と同率の3.8%増となっております。今後の動向を見据える必要があると思われませんが、効果は一定程度に限定されているものと推察しております。

本県では、賃金の上昇には企業の経営基盤の強化を図ることが重要との認識に立って、生産性の向上に対する取組を進める企業に対して専門家派遣等による経営課題の解決や高度人材の活用による経営構造の改善を支援するとともに、成長期待分野への展開や新たな取引先の開拓、適切な価格転嫁等の価格交渉サポートなどの支援を行っているところです。

経営体力の向上に重点を置いた支援を行うことにより、雇用の確保や経営の継続、持続的な賃金の上昇につながるものと考えており、今後も引き続き中小企業の経営基盤の強化に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 学校における平和教育の充実についてのお尋ねでございます。

平和教育は、戦争や暴力の悲劇を学び、平和な世界を創造するためのものであり、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて系統的に学ぶことが大切であると考えております。

高校では、戦争の実相に触れ、その凄惨な事実と向き合って学ぶことが重要であると考えており、そういった意味においても、修学旅行で沖縄、長崎や広島の現地に赴き歴史に触れることは、戦争への理解、命の尊さや平和の意味を学ぶ上で意味深いものであると考えております。今後も、地理歴史科の授業や総合的な探究の時間などで戦争の実情に対する理解を深める取組を重ねるとともに、国内の戦跡等を訪れることで五感を通して得られる体験的な学びも重要であることから、県立高校の沖縄への修学旅行を含め、平和教育の充実を図ってまいり所存でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）** 私には若者交流事業に平和を学ぶプログラムを取り入れることについて御質問をいただきました。

若者交流事業は、長野県及び沖縄県の交流連携協定に基づき、両県の若者の相互理解の促進や郷土愛の醸成、地域づくりの核となる人材育成を行うことを目的に、今年度から新たに実施するものです。

本事業の交流プログラムについては、両県の若者が相互に訪問し、それぞれの特色ある自然、歴史、文化の学習やグループディスカッション等を実施して参加者の主体性や協調性を高めるものとする予定です。

今後、沖縄県側と実施内容を調整の上、8月頃に募集を開始する予定ですが、若者が平和の大切さを理解することは重要なため、沖縄での交流プログラムでは、信濃の塔もある平和祈念公園の訪問や、佐久市とも関わりの深い糸洲の壕の見学の実施等も検討して、深い学びが得られるものとなるよう進めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には多面的視点での平和の意義の普及促進についてお尋ねがございました。

沖縄戦を含むさきの大戦では、300万人を超えるかけがえのない命が失われました。今日の平和と繁栄はこうした尊い犠牲の上に成り立っており、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世につないでいくことは現代を生きる我々の責務であると認識しております。

本年は、戦後80年の節目の年に当たり、県としても、県遺族会と連携した平和の語り部事業や、満蒙開拓平和記念館での元開拓団の御家族との交流事業など関係団体と連携した取組のほか、小中学生を対象とした平和学習パンフレットの改訂などを予定しております。

こうした取組を通じて、様々な観点を踏まえながら、戦争の歴史的事実を風化させることなく、二度と同じ過ちを繰り返さないための教訓を次世代へ継承していくことが重要と考えております。

以上でございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）先月、当県議団で中小企業の方々と懇談する機会がありました。トランプ関税によって既に影響が出ている。受注量が減っている。あまりにも理不尽。これまで企業間で努力してつくり上げてきたものをひっくり返された思いだ。政府は毅然と交渉してほしい。中国や東南アジアも貿易摩擦のあおりを受け、大連やタイにある企業の取引でも影響が出ている。とにかく先行きが不透明で踏ん切りがつかないなど、切実な御意見が寄せられました。県内企業の影響をきめ細かく把握していただき、寄り添った対応、対策、支援制度の実施をと要望いたします。

消費税について、社会保障の財源といった議論がありますが、今後、社会保障を支える力をどこに求めるかを真剣に考えなければなりません。導入から36年、増税され続け、中間所得層まで最も重い税負担が消費税となり、格差の拡大を深刻化させました。

一方、大企業がもうかれれば国民に波及するとして、法人税減税を繰り返してきました。大企業は利益を増やし、内部留保が五百数十兆円にまで膨らみましたが、設備投資にも賃上げにも結びつかず、経済の低迷を引き起こしました。生活に困る人からも容赦なく安定的に消費税を搾り取るやり方で経済も生活も安定しないのは、この30年で証明されています。

消費税減税が参院選の大争点に浮上しています。世論調査でも、国民の7割が求めています。県財政も大切ですが、知事におかれましては、やはり消費税減税にぜひ賛成するという立場を取っていただきたいと期待しております。インボイスも、これは業者にとっては本当に負担になっておりますので、廃止をとという立場を取っていただきたいと思います。

沖縄との交流連携のテーマに平和をと、1月の沖縄視察で思いを強くいたしました。日本軍の命令によってマラリアの有病地帯へ避難を強制され、マラリアに感染。3,647名の尊い命が犠牲となった戦争マラリアの事実を伝える八重山平和祈念館、沖縄戦を体験した方々の証言に基づき描かれた集団自決を表現した絵画などを展示する佐喜真美術館など、沖縄戦の教訓、軍隊は住民を守らないことを再認識いたしました。

22日の信濃毎日新聞では、「沖縄戦と信州 ともに考える」との特集記事が掲載。TBS報道特集では、久米島で起こった日本軍による住民虐殺の史実が報じられました。歴史を修正しようとする動きを許さず、沖縄戦の真実を学ぶ機会を増やしていかなければと強く感じております。

同じく22日の記事に、「沖縄平和施設 24年度入館3割減」とありました。お二人の知事が戦跡・平和施設を訪問されることで、効果が上がると思います。沖縄県との交流連携の中でそうした機会がつけられていくことを期待し、次の質問に移ります。

行方不明者の搜索の在り方について質問します。

4月2日、佐久市在住で飲食店を営むTさんが、13時頃、図書館に本を返却に自家用車で出かけられてから、そのまま行方不明となりました。妻のMさんが搜索願を提出したのは、その日の夜20時過ぎ。その後、3日、4日と経過する中、心配する関係者は独自に市内の山間部などを搜索。しかし手がかりはなし。そうした中で、どうして防災無線で放送しないのかと関係者の方々が警察署や消防署に連絡。その後、5日の13時36分、佐久警察署から佐久市消防署へ防災無線放送要請が出されます。

消防署職員がMさんを聞き取りし、放送内容を確認後、第1回目の防災無線が流れたのは17時15分。すると、放送を聞いた市内の住民から、昨日似た車両を見つけたとの情報が寄せられ

ます。19時20分、佐久警察署職員が当該地籍で右前後車輪側溝脱輪、乗車なし、施錠ありのTさん所有の車両を発見。夜のため捜索は翌日早朝となり、翌6日6時ちょうど、佐久警察署職員が車両位置から約300メートル進んだ地点の雪上路肩において心肺停止のTさんを見つめました。

御家族、関係者は一様に、なぜもっと早く防災無線を流せなかったのかと憤りを感じておられます。放送が数日後となったことについて、佐久警察署の担当者の方は、自己判断ができています。認知症でなかった。動機が分からなかった。事件の場合、無線を流すデメリットがあると判断した、車両で出かける場合、市外や遠方である可能性もあるということで、総合的に判断したとの回答でした。

そこで、3点質問いたします。

1、長野県警には、行方不明者捜索に関し手順マニュアルというものはなく、国家公安委員会規則第13号行方不明者発見活動に関する規則に基づいて捜索活動を行っているとのことですが、その規則第3条には、「行方不明者発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。」第1として、「行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること」と書かれています。関係者は迅速かつ的確に対応してもらえなかったと感じていますが、今回の案件についてその規定に沿って捜索が行われたのでしょうか。

2、防災無線をどのタイミングで流すのかは警察の捜索活動の中で判断されるかもしれませんが、捜索願を受理した際に、最初に、防災無線を流す方法もありますよと捜索方法の一つとして紹介すべきだったのではありませんか。行方不明者が何らかの事故に遭っていた場合、発見のスピードが命を左右します。捜索願を提出した届け人に対しどのような説明を現場で最低限行うべきか、行方不明者発見活動に関する現場対応マニュアルを作成すべきではありませんか。

3、行方不明者の情報を即時に地元自治体と共有することが早期発見の可能性を高めると考えます。今回佐久市が正式にこの案件の情報を受けたのは3日後となりました。最近の事例でも、佐久市長は、SNSで行方不明者の情報を提供し、拡散希望と市民に協力を求めています。行方不明者早期発見のために行政との連携の在り方を改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上3点を警察本部長にお聞きいたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には行方不明者の捜索の在り方について3点御質問をいただきました。

初めに、佐久市における行方不明事案への対応についてお答えいたします。

県警察においては、御指摘の行方不明者発見活動に関する規則にのっとり対応していると

ころであります。行方不明者届を受理した場合は、行方不明者や使用車両の全国手配、立ち回り予想先の都道府県警察や各警察署に対する早期手配を行うとともに、行方不明の状況に応じて、警察犬やヘリコプター等を活用した捜索、消防団や市町村等と連携した捜索などの発見活動を推進しております。

今回の事案につきましては、行方不明者届受理後、行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、全国及び近隣警察署への手配をするとともに、佐久警察署員、本部員らによる捜索体制を構築し、市内及び近隣地域の立ち回りが予想される場所の捜索をはじめ、道路上の防犯カメラの有無の確認等、各種発見活動を実施しております。しかしながら、結果として救助に至らなかったものであり、お亡くなりになられた方に対し心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に対して謹んでお悔やみを申し上げます。

また、捜索状況の進展や特異事項がないことを理由に届出をされた御家族に対し捜索結果や進捗状況の連絡をしなかったことについては、配慮に欠けるところがあったと考えております。

県警察といたしましては、引き続き行方不明事案における各種発見活動に全力を尽くすとともに、県民の皆様の安全と安心を守るため、適切な対応に努めてまいります。

続いて、2点目でございます。防災行政無線の活用やマニュアルについてのお尋ねでございます。

一般的にでございますけれども、認知症の方をはじめとする自救無能力者が行方不明となっている場合等は、時間の経過や気象状況の変化に伴い行方不明者の生命の危険が増大するおそれがあるため、認知段階から行政機関に防災行政無線の放送を依頼するなど、幅広く情報収集をしております。

他方、自救無能力者以外の方が行方不明となっているような場合は、一見事故や遭難の可能性が高いと思われる事案であっても、誘拐や監禁などの犯罪被害に巻き込まれている可能性や自殺企図などを考慮し、公表することが当人の生命、身体に危難が及ぶ可能性もあるため、防災行政無線の放送には慎重な対応が必要であり、早期の実施は控えております。

防災行政無線の運用は市町村によって異なりますが、一般的な手続の流れとしますと、まず警察において届出人から行方不明者届を受理し、事案内容を勘案し、防災行政無線を活用すべき事案と判断がなされれば、届出人に実施の意向を確認した上、市町村または消防から事前に示されている依頼方法により依頼を行っているところです。

今回の事案につきましては、御質問の中でもおっしゃっていましたが、行方不明となった原因、動機が不明であった上、この方は認知症ではないと伺っていたため、何らかの事件、事故に遭遇している可能性があることを考慮し、慎重に対応してまいりました。

また、徒歩や自転車で行方不明となっている場合は移動範囲が限定的で近くにいることが多

く、防災行政無線は有効であると考えますが、今回のように自動車で行方不明となっている場合には、一般的には、移動範囲が広範囲に及び、防災行政無線の放送圏外に移動している可能性も否定できず、効果が限定的なものになるといったことがございます。お尋ねにもありましたけれども、こうした状況を総合的に判断し、直ちに防災行政無線を活用するという判断には至らなかったものであります。

行方不明事案への対応については、国家公安委員会規則や各種の通達等で定められていますが、行方不明事案の初動対応は千差万別であり、事案ごとに臨機応変、柔軟な対応が必要であることから、定型化されたいわゆるマニュアルというものはございません。先ほど御説明いたしたように、例えば、防災行政無線を活用すべき場合とそうでない場合のような言わば経験則に基づく判断基準により事案ごとに対応しております。

また、行方不明事案は進行形の事案であり、行方不明となった背景や行方不明者が置かれている状況が様々でありますので、一概に定型化した対応は定め難いところがございます。したがって、マニュアルを定めて硬直的な対応になるよりも、事案ごとに臨機応変、柔軟に判断し、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

最後に、3点目でございます。行政との連携体制の在り方についてであります。

警察は、個人の生命及び身体の保護を図ることを責務としているため、行方不明者の発見活動においてもその責務を全うするため、迅速かつ的確に対応することとされています。また、行方不明者の発見のため、届出人やその他関係者と適時必要な連絡を取るとともに、発見のために必要があると認めるときは関係行政機関などの協力を求めるものとされております。

県警察としては、今後、さらなる高齢化社会の進展により、高齢の行方不明者も増加する可能性があることから、市町村をはじめとする関係行政機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用するとともに、同ネットワークがない地域においても、市町村等にその構築を働きかけつつ、関係行政機関との役割分担の上、相互に連携して行方不明者の早期発見・保護に努めてまいり所存です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）再質問いたします。

Tさんは、夕方にお店に戻ってくる予定だったこと、高齢で糖尿病のために無理できない体調であったことなどから、遠出することはあり得ない、早く見つけてほしいとMさんは再三訴えられています。家出や誘拐といった事件性も低く、何らかの事故に遭われているとして迅速かつ的確に対応すべきでした。搜索願を提出したときにも警察から防災無線についての提案があれば、Mさんは迷わず放送の要請をしていたはずですが。

現場の窓口で搜索願が出された際、最低限何を伝え、何を説明するのか。その対応は統一す

べきです。最低限伝えるべき捜査対策マニュアルは必要ではありませんか。

関係者は、捜索チラシをネットで拡散しました。フェイスブックでは500件以上も拡散されました。行政や市民の協力も得て、防災無線、ラジオ、SNS、長野県警の安全・安心アプリ「ライポリス」も活用できたのかなど、あらゆる方法を使って早期発見に生かせるように連携の在り方も改善すべきではありませんか。もう一度質問いたします。警察本部長よろしく願います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）最初に警察署の担当者が御家族の方とお話ししたところでどういうやり取りがあったのか、すみませんが私は今おっしゃられたことをそこまで詳しくは分かっていないところでございますけれども、署としては、いろいろとお話を伺った上で、例えば、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、認知症の方が徘徊して出られたという場合ですと、恐らく迷わず防災行政無線をお願いしようという判断をしたと思いますし、また、御家族に対してもそうしましょうというふうに提案したかと思えます。

私は、詳細については分からないところがございますけれども、話を聞いている中で、お車でお出かけになっているし、お仕事もされていて、御判断もしっかりされている方なのではないかという判断をした結果ではないかというふうに推察いたします。防災行政無線を活用するかどうかの判断基準については、先ほど申し上げたところでございます。

マニュアルをつくったらよいではないかという御提案ですが、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、マニュアルをつくって、こういう場合はこうする、こういう場合はこうすると事細かく決めてしまいますと、往々にして、それに少しでも当たらない場合にはやらないという消極的な判断に陥るおそれもございます。やはり、警察としては、安全確保が第一で、ある程度経験則によってしまうところがございます。

先ほどドライバー事案の御質問などもいただきましたけれども、それぞれの事案についてこの場合はどうなのだろうということの一つずつ考えた上で判断していくと、あるいはその現場の判断でやるのが通常かと思えます。ただ、今回につきましては、結果としてお助けできなかったということは本当に大変残念でありますし、改めましてお悔やみを申し上げたいと思っております。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）もし行方不明となられたその日の晩に放送されていれば助けられたのではないかと。Mさんや関係者の無念は計り知れません。このような悲しい事故が二度と繰り返されないように願い、また、この捜索の関係者の方々には今回の事件をぜひ教訓としていただき、そして、繰り返しになりますが、二度とこのようなことが決して起こらないことを求め、一切

の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

個別最適な学びについて質問いたします。総合学習、探究を含め、一般質問でも文教委員会でも何度か取り上げているテーマでありますけれども、改めて質問します。

予測が困難で唯一の正解がなくなっていくこれからの時代において、子供たちの希望をかなえるため、子供たちが持てる力を発揮するため、子供たちが力強く生き抜くため、個別最適な学びを全ての子供たちに実現してほしいと考えております。

とても難しい命題ではありますが、「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び」として、個別最適な学びについて、今回は特に3点質問したいと思います。

特別支援学校では、特性を持った子が多く、個別の対応がほとんどとは思いますが、個別最適な学びをどう実現しているのでしょうか。

また、昨年から始まった信州型フリースクール認証制度は、居場所支援型と学び支援型とありますが、運営経費への補助金はもちろん、公に認められることでそれぞれの活動がしやすくなるなど、先進的な取組として内外から大きな注目を集め、評価もされております。

先日、県民文化健康福祉委員会の現地調査で認証を受けているフリースクールにお邪魔し、現状をお聞きする機会がありましたが、不登校の子も大学へ進学するし、社会人にもなる。また、学校へ行けなくてもフリースクールに来ると元気になる子もいるといったお話が印象的でありました。

そこで質問ですけれども、フリースクールなど外部の機関へ通う子も望む未来を実現するために、フリースクールも個別最適な学びを実現する場であるべきと考えますが、学校との連携について、学校側からの視点でどのような課題があるか、お聞きします。

また、社会に出る準備の世代として、高等学校における総合的な探究の時間の取組は、予測不可能な時代を力強く生き抜くためにとても有意義と考えておりますが、学校間や生徒間で大きな差があると感じております。3年間で105から210時間というのが現在のカリキュラム上の総数とのことで、やはり幅があります。また、高等学校での個別最適な学びは、学習支援が最も進んでいるとも聞いております。

このことから、あえて総合的な探究の時間における個別最適な学びについて課題をお答えいただきたいと思っております。以上を武田教育長に伺います。

次に、中山間地域の農業・農地の担い手について質問をいたします。

食料自給率がカロリーベースで40%にも満たず、他国に頼っている我が国日本であります、世界情勢は予断を許さず、むしろさらに緊張感を増しております。イスラエルとイランは停戦合意といった情報もありますが、そのことを含め、日本人の感覚では理解し難いことが他国の感覚ではあり得るとの認識を持って有事の際に備える必要があり、食料自給率を上げるために危機感を持って農業に取り組まなければいけないと感じております。

また、国土の保全とともに、本県の魅力として、山岳などの景観と同様、農のある風景を後世に残すことは今を生きる我々の使命であると考えます。

しかし、現状は、農業の担い手は減少傾向であり、遊休農地は増えております。特に、中山間地域等の条件不利地域では深刻となっており、農村の地域社会の維持も懸念されております。

国は、食料・農業・農村基本法で掲げる施策の方向性を具体化するために基本計画を策定し、この中で農地が限られた面積しかないことも指摘しております。条件が不利な中山間地域の農地を守っていくことも食料・農業・農村基本法の五つの基本理念に沿うために重要であると感じております。

国も県も、これからの農業・農村、そして食について安定的に継続できるよう取組を進めると認識しておりますが、農家への支援については、農業経営の収益力を高め、農業者の所得を向上させるなど、農業規模拡大や収益性の拡大などを求める内容が主となっており、生産性を上げることが難しい中山間地域が多い本県では、不満の声も多く聞かれます。地元上伊那の市町村からも、農政林務委員会の現地調査において要望書が提出されております。

農業が持続的な発展をするために、農業者の所得の向上は果たさなければならないミッションであることは間違いありませんが、本県においては、それに該当しない、できない農地があることは紛れもない事実であります。

そこで、担い手が減少傾向である中、生産性を上げることが難しい中山間地域の農地をどう維持していくのか、質問したいと思います。

また、2020年の農林業センサスによると、本県の農業従事者の平均年齢は62.4歳、基幹的農業従事者は69.4歳となっており、高齢化は深刻とされております。

しかし、逆に、こういった年齢の方も担い手として活躍できるような環境整備をすればよいのではと考えます。一般常識にとらわれず、高齢化は、問題ではなく、大きな特徴として捉え、生かす。そんな視点がこれからは必要ではないでしょうか。

様々な担い手が活躍するという部分で、半農半Xという言葉が少し前にはやりましたけれども、半農半年金とか年金プラスアルファの農業もしっかりと推奨していく必要があるのではないのでしょうか。もうかる農業のための集約化、効率化だけではなく、小規模農家や兼業農家、自給的農家の活躍も含め、農地を守り、維持するための集約化、効率化も支援するべきだと考

えます。それぞれスマート農業やDX、機械化といった形で労力を削減することで実現も可能と考えます。

そこで、農地の担い手として高齢者が活躍できる農業支援、小規模販売農家、自給的農家が活躍できる農業支援についてのお考えを伺います。

また、担い手となってもらうには、高齢になってから初めて農業に携わるのではなく、現役世代から農業に関わる機会があることが重要であります。以前に自身の経験から提案させていただいておりますけれども、現役世代が農業を経験する機会の創出についてお答えください。以上3点を村山農政部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）個別最適な学びについて3点御質問をいただきました。

まず、特別支援学校における個別最適な学びの実現についてでございます。

特別支援学校では、障がいのある児童生徒が学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけるための教育を行っております。そのため、教員を手厚く配置するとともに、児童生徒一人一人の願いや客観的な評価等に基づき作成した個別の指導計画により、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を実施しているところでございます。具体的には、本人の興味関心を取り入れた学習や、ICTを活用した分かりやすく楽しい学習、さらには、医療や福祉と連携した学習の支援など、様々な観点からその子にとって最適な学びを実現するよう取り組んでいるところでございます。

今後、特別支援学校において、児童生徒の夢や願いを大切にしながら、一人一人の可能性が最大限に伸びるよう、個別最適な学びの充実に努めてまいります。

続きまして、フリースクールなど外部機関と学校との連携の課題についてでございます。

不登校児童生徒の増加に伴い、学校外の多様な学びの場では、子供たち一人一人の状況に即した学びへの支援が行われていると承知をしております。

フリースクール等に通うことが在籍校の出席扱いになるかどうかは在籍する学校長の判断によるものであり、学校としては児童生徒の出欠状況や学びの様子を適切に把握する必要があることから、フリースクール等との連携は不可欠であると認識しております。

しかしながら、こうした連携を進めるに当たっては、学校の教員の時間の確保や、担任に任せのみではなく、学校として組織的な連携の仕組みの構築が課題となっております。このため、昨年度から、学校とフリースクール等との連携のため、教育事務所に不登校支援機関連携推進員を配置し、両者の連携強化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、学校がフリースクール等と連携を深め、子供の学びの保障が行われるよう取り組んでまいります。

次に、総合的な探究の時間における個別最適な学びについてでございます。

総合的な探究の時間は、生徒が自ら課題や問いを立て、情報収集・分析を行い、他者との協働を通して、課題発見、解決能力を高める重要な学びの機会であると認識しております。

県内の高校では、全職員が一体となって組織的に生徒の支援に当たり、地域や大学・企業などの外部人材と連携して地域課題に取り組み、生徒の資質能力を育てている学校がございます。

一方、生徒一人一人の探究テーマが多岐にわたり、生徒自身の興味関心の度合いにより主体性や意欲に差が生じてくるとともに、それに対して教員が十分に寄り添えていない現状が一部にあることも承知しております。

そのため、例えば探究プラットフォーム事業や長野県高校生探Qフェスティバルにおいて、年間を通じて各学校の体制づくりの支援や教員に実践的な知見を得る機会を設けているところがございます。

今後も、これらの施策により教員の伴走力を高め、各校の総合的な探究の時間をより一層充実させ、予測不可能な時代を力強く生き抜くために、生徒が生涯にわたって学び続け、新たな価値を創造できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、中山間地域の農地の維持についてでございます。

昨年度、県内全ての市町村で策定された地域計画において、10年後の担い手が明確になっていない農地が約4割あることが判明し、担い手の確保育成が急務であると改めて認識したところでございます。

特に、中山間地域の農地を維持していくためには、担い手の確保育成のほか、地域住民が一体となった取組が重要と考えており、これまでの集落営農組織等の育成に加え、スマート農業機器等を活用し農作業を請け負う農業支援サービス事業体の育成、農村RMOの形成による地域ぐるみでの農地保全体制の強化などの新たな取組も始めているところでございます。

今後は、これらの取組を一層加速化させるとともに、地域ごとに守るべき農地の担い手を明確化し、必要に応じて基盤整備などの支援も行うことで、中山間地域の農地の維持に取り組んでまいります。

次に、高齢者や小規模農家等への支援についてでございます。

県では、これまで、定年を機に就農を考えている方を対象とした定年帰農講座の開催、地域で共同利用できる農業機械の整備や軽量作物の導入支援などに取り組んでいるところでございます。また、地域が共同して取り組む活動に対しては、中山間地域等直接支払事業で継続的な

農業生産活動を幅広く支援しており、今年度からは、将来に向けた体制づくりやスマート農業による作業の省力化に向けた取組を支援する組織が新たに新設されております。

今後も、高齢者や小規模農家等の方に活躍いただけるよう、従来からの取組に加え、新たな支援措置も積極的に活用し、ソフト、ハード両面から支援をしてまいります。

最後に、現役世代が農業を経験する機会の創出についてでございます。

現在、県の農業大学校において、現役世代の方が参加しやすいよう1泊程度の日程で農業を体験できる入門研修を開催するなど、農業を肌で感じ基礎的な技術を学んでいただく取組を行っているところでございます。

さらに、JAグループと連携し、農業バイトアプリを活用して短時間でも農業を経験できる機会を創出するとともに、市町村などが実施するワーキングホリデーなどについてもウェブサイト等を通じて積極的な活用を進めているところでございます。

今後も、これらの取組を通じて、より多くの現役世代の方に農業に興味を持ってもらい、将来的に様々な関わり方で農業に携わっていただけるよう、PRも強化しながら機会の創出に努めてまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

まず、特別支援学校に通う児童生徒さんに対してという部分ですけれども、様々な視点からというようなお話がありました。もちろん、そういった部分でお願いしたいと思うのですが、この学びという部分で、実は、先日、当事者の方からお話を聞く機会がありました。本人の気持ちよりも、これくらいでいだろうなどという周りの判断が優先されてしまって、本人のもっとチャレンジしたいなどとの気持ちが優先されなかったということもあったそうであります。

そういったことも含めまして、学びという部分で、医療機関も含めて、外部の携わる人が多いほど、本人の気持ちが選択されないという可能性もあるのかなと感じた次第であります。ぜひ気をつけていただきたいというように思います。

そして、フリースクールですけれども、先生の時間の確保などという課題は、そのとおりだなというふうに思うのですけれども、出席扱いだけではなく、学びという部分で、例えば、小学校、中学校でしたら義務教育の期間ですので、学校と同等になるような支援を県のほうでもっと考えてもいいのではないかと。このフリースクールの認証制度は、とても評価も高くすばらしいと思うんですけれども、学校と同等になるようなこともこれから考えるべきかなと、そのようにも感じております。

高等学校ですけれども、総合的な探究の時間は、幾つかの事例等も含め、これは生徒の将来

に大きな影響を与えたいと思いますので、この個別最適な部分、いろいろな子がその時間を共有できるようにお願いしたいというように思います。

中山間地域の農地についてですけれども、様々な形で考えていただいていると理解しましたが、やはり稼げる農業がメインであるというようにどうしても感じてしまいます。本県はこの中山間地だからという部分をもっと明確に打ち出していくべきではないかと、そのように思います。私もまた提案したいと思いますので、御検討のほうをよろしくお願いいたします。

現役世代がという部分では、農業大学校等の取組、1泊2日もいいですけれども、私個人的には、農業バイトアプリをもっと広く周知して取り組むようなことが行われればいいんじゃないかと、そのように感じております。

最後の質問になります。DXによる持続可能な社会の実現についてということで質問いたします。

人口減少や少子高齢化が進む中で、中山間地域が多い本県が、暮らしの利便性向上や産業の生産性向上など、地域の課題を解決し、持続可能な社会を実現するには、様々な分野におけるデジタル技術の活用やDXの推進が効果的かつ重要であります。さきに挙げた個別最適な学びや中山間地の農業もしかりです。これまでの常識にとらわれず、新しい未来をつくり出す決意を持ってDXを進めるべきであります。

特命を受けて職に就いた新田副知事に、持続可能な社会の実現のためにDXの取組をどう進めるか、お聞きいたします。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には持続可能な社会の実現に向けたDXの取組について御質問をいただきました。ここ数年で生成AIの急速な進化が見られるように、近い将来、AIが私たちの日常の生活の様々な行動を代行するなど、デジタル技術が社会の姿を劇的に変えると予想しています。

こうした状況を見据え、本県では、新たな技術に適応しながら、人口減少下でも持続可能な社会が実現できるよう、今年3月、暮らし、産業、行政の視点からDXを加速させる3か年の実行計画となる長野県DXアクションプランを策定しました。このプランには、14分野での取組を掲げ、うち重点的に進めるものとして、まず暮らしの視点から、教育分野では小規模校で専門性を有する教員によるオンライン授業の実施、医療分野では僻地などでのオンライン診療の普及、防災・減災分野では災害時にドローンによる生活必需品の配送体制の整備など。

次に、産業のDXとして、農業分野では、水管理の省力化につながる自動給水栓や、肥料・農薬散布用ドローンなどスマート農業の普及、観光分野では、観光施設や交通機関の検索や予約の機能を一元化する観光Maasの普及、こういった取組を掲げています。

さらに、行政のDXについて、住民が庁舎で書かずに、庁舎へ行かずに手続きができるスマート窓口の整備を県内全ての市町村が連携して取り組むことなどを掲げています。

このアクションプランを全庁的に推進する体制として、今年3月、知事をトップとする部局横断の長野県DX推進本部を設置したところであり、各部局がDXに関わる問題意識や取組の方向性を共有しながらプランに掲げる取組を着実に進めてまいります。

DXを担当する副知事として、また、最高デジタル責任者CEOとして新たな技術の動向を敏感に捉えながら、各部局が自分事として当たり前前にデジタル技術を活用して持続可能な社会の実現に向けて取組を進めていけるようしっかりと統括してまいりたいと考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）行政が率先してDXを進めることをお願いしまして、質問の一切を閉じたいと思います。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時39分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）塩尻市区の続木幹夫です。順次質問に移ります。

まず、信州F・POWERプロジェクトの反省と教訓について伺います。

本年4月、信州F・POWERプロジェクトにおける木質バイオマス発電所の運営が、ソヤノウッドパワーから綿半ウッドパワーに事業が継承されました。その後、私は、順調に稼働しているかどうか心配になり、度々発電所のある塩尻市片丘を訪れて、外から貯木場を観察しています。確かに、征矢野建材の頃より燃料となる木材が多く積み重ねられているように見受けられ、報道によれば、継続的に95%の出力で稼働しているとのことでもあります。

なぜ征矢野建材でできなかったことが綿半ホールディングスでできるようになったのか。それは、端的に言って、資本力の差であります。旧征矢野建材の資本金は平成23年の時点で2,500万円であり、綿半ホールディングスの資本金は11億円余りで、征矢野建材の約45倍であります。

綿半ホールディングスは、引き継ぐと同時に処理能力の高い大型破碎機を導入し、ピンチッ

プの生産能力を従来機の15倍の1時間当たり30トンに高め、また、飯田市の三遠南信道龍江インターに隣接する産業団地に2ヘクタールの用地を取得して、地元林業者と連携し、燃料チップの供給のための集材、破碎を行う拠点を造成いたしました。これは、綿半ホールディングスであるからこそできたことであります。

信州F・POWERプロジェクトは、公共事業ではありませんが、県が24億円もの助成金を拠出して行った事業ですから、非常に公的な事業であると言えます。そして、県は、本年4月に、「今後の共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）について」を提示し、これまでの信州F・POWERプロジェクトについて振り返り、頓挫した原因などをまとめました。しかし、この内容は、県議会や記者会見などで再三求められてきた検証とはかけ離れたものであり、責任の所在も明らかにせず、あたかも傍観者のような内容であるとして誠に不評であります。

平成24年9月定例県議会において初めてこの計画が報告されました。報告直後から、一部の議員から、計画が大き過ぎる、縮小すべきだとの声がありましたが、私は、塩尻市に全国最大級の木質バイオマス発電所ができれば、地元にもたらす経済波及効果も大きなものがあるだろうと、一貫してもろ手を挙げて賛成してきましたので、私には責めたり責任追及をする資格はないと自覚はしております。しかしながら、今後も、県が多額の助成金を民間企業等に交付して進めるこうしたプロジェクトはあると思いますので、このたびの挫折を教訓とするために幾つか質問してまいりたいと思います。

信州F・POWERプロジェクトは、私が1期目の平成23年に、まず、事業主体は征矢野建材、建設地は塩尻市片丘地区が大前提で計画が立ち上がり、県は、東京大学の井上雅文准教授を座長として、信州大学教授や当時の塩尻市副市長らで構成された信州F・POWERプロジェクト推進戦略会議を立ち上げ、信州F・POWERプロジェクト事業計画を策定しました。

この計画を見て、木質バイオマスには全く門外の私が即座に思ったことは、建設計画地には水源がなく、電源に必須の水はどうするのだろうかということでした。実際、その後、建設に当たっては、特殊で高価な空冷式の発電所となり、これが後に経営を圧迫することにもなりました。

そこで、林務部長に伺いますが、東大准教授をはじめ専門家らによって構成された戦略会議において、建設計画地に水がないことを指摘する意見は出なかったのでしょうか。また、金融機関から経営計画の甘さを危惧され、なかなか融資が得られず、発電事業の操業が5年も遅れました。計画当初からこの計画は規模が大き過ぎるとして内外から縮小の意見が上がっていましたが、推進会議ではそうした意見は出なかったのか、林務部長に伺います。

また、稼働当初から燃料となる材が足りないとの情報が私の耳に入っていたものですから、実際はどうなるのか、私は、折に触れ、林務部に対して運営状況や経営状況を調査し、開示す

べきではないかと訴えてきましたが、担当者からは、決まって、経営状況については民間企業にとって非常にセンシティブな部分なので、全ての公開や開示を求めることはできないとの返答でありました。私や県民には、征矢野建材及びソヤノウッドパワーが危ないらしいといううわさレベルの情報しか得られず、非常にいら立ったのを覚えています。

私は、このたびのてんまつは、公的な事業の推進において典型的な悪い面が出てしまったのではないかと思います。それは、一般的に、公共事業は、一度予算がつくと、たとえ様々な懸念が指摘されても、一度立ち止まり、計画を修正することなく、あくまでも当初の計画どおり進んでいってしまうケースが多々あるということです。

そこで、知事に伺います。

今後も、このような大きなプロジェクトを立ち上げるに当たっては、専門家などと検討するかと思います。その際は、ゼロベースで検討し、もし懸念材料があれば、計画の変更、場合によっては中止することも必要かと考えますが、いかがでしょうか。また、民間企業等に対し補助金を交付するに際しては、当該団体等に対して運営状況について定期的に報告を求め、県が行う調査や検討結果を県民に対して極力開示すべきと思いますが、知事に伺います。

次に、ユニバーサル就労の促進について伺います。

ユニバーサル就労とは、障がいの有無にかかわらず、心身の不調や長期のブランクなどによる働きづらさを抱えずに就労することができない人に、一定の配慮と支援をすることで社会復帰を促す取組のことです。

今、我が国は、生きづらさや働きづらさを感じ、いわゆるひきこもりの状態の人が増えています。外出をほとんどしない状態が長期間続くひきこもりの人は、全国で推計146万人に上ることが内閣府の調査で分かりました。ひきこもりになった主な理由は、一つとして、およそ5人に1人が新型コロナウイルスの流行を挙げ、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果となりました。本県においても、コロナ禍のひきこもりに関する動向はどうなっているのか調査をすべきと思いますが、健康福祉部長に伺います。

そして、今、こうしたひきこもり状態の人たちが、就労継続支援A型事業所における訓練等を通じて一般就労を目指すケースが多くありますが、運営の難しさから、全国の就労継続支援A型事業所は令和6年3月をピークに減少傾向にあります。そこで、本県におけるここ数年のA型事業所の推移はどうなっていますでしょうか。健康福祉部長に伺います。

また、全国的には閉鎖に追い込まれる事業所が増えていますが、本県におけるA型事業所への支援はどうなっているのでしょうか。健康福祉部長に伺います。

さらに、千葉県では、病気やひきこもり等々の理由で働きづらさを抱えている方々を対象に、新たな就労支援体制の構築を目指しユニバーサル就労ネットワークちばを立ち上げ、ひきこも

り状態にある方の社会復帰を促しています。本県においても、本人の意向に沿った就労支援を通じてひきこもり状態から社会復帰を目指す支援体制の強化が必要と思いますが、以上、健康福祉部長に伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）信州F・POWERプロジェクトに関する御質問でございます。

まず、プロジェクト推進戦略会議における水の確保に係る議論についてでございますが、建設計画地は水が少ない地域であることに加えまして、計画当初は温水による熱利用が検討されておりましたことから、推進戦略会議の中でも、水の確保は課題であることが指摘され、十分に議論がなされておりました。

続きまして、発電施設の規模に関する議論についてでございますが、プロジェクトの関連事業につきましては、発電施設の規模を含めまして、計画の策定段階から、推進戦略会議において相当な期間を費やして様々な検討・分析がなされたところでございます。その上で、発電施設の規模につきましては、こうした議論や発電用原木の生産見込み、一定規模の施設とすることによります発電効率性の確保などの観点を踏まえ、事業主体におきまして経営判断として決定したものと承知しております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州F・POWERプロジェクトの反省と教訓について2点御質問をいただきました。

まず、大きなプロジェクトを立ち上げるに当たってゼロベースで検討し、懸念材料があれば計画の変更、場合によっては中止も必要と考えるのがいかかという御質問でございます。

続木議員の御質問にもありましたように、今回、F・POWERプロジェクトが当初の計画どおりに事業が進捗しなかったということは、我々としても真摯に受け止めなければいけないというふうに思いますし、様々な教訓を今後に生かしていくことが大変重要だというふうに思っております。

県が関与するプロジェクトには、県が主体となるもの、それから他の主体に対して補助金等を交付し支援するもの、あるいはその他の協力を行うものなど様々な形態がございます。もとより、県が主体となる事業につきましては、最初から最後まで県がその責任において事業を実施するという形になりますので、計画の変更や計画の中止も含めて、場合によっては県議会の皆様方の御理解をいただきながら主体的に行うという形になります。

一方で、事業主体が県以外となるものについては、県の役割や関与できる範囲には一定の限界があるところがございます。そのため、今回、F・POWERプロジェクトの教訓も踏まえ

て、今後の共創・協働の推進に向けたポイントというものを取りまとめさせていただいたところでございます。今後、県としては、この留意点をしっかり踏まえながら取組を進めていかなければいけないというふうに考えております。

特に、御指摘がありましたように多額の財政負担が伴う協働・共創の取組につきましては、まず事業主体の選定、相手方の選定からしっかり行っていくということに加えて、事業の必要性の有無、財政システムの適正性、あるいは県として役割を担う範囲、こうしたことについての多角的な観点からの検討が必要だというふうに考えております。また、共創・協働におけるリスクにつきまして、事業分野に精通した専門家など幅広い分野の外部有識者の協力を得るなど、事業内容や規模に応じた評価・検討を行っていくということが重要だというふうに思っております。

続木議員の御指摘のとおり、今回の教訓を私どもとしてもしっかり生かして今後の取組を行っていききたいというふうに考えております。

それからもう一点、民間企業に対して補助金を交付する際に、運営状況について定期的に報告を求め、県が行う調査や検査結果を県民に対して極力開示すべきと考えるのがいかかという御質問でございます。

県の補助金等交付規則におきましては、実績報告のほかに、必要に応じて事業の遂行状況を報告させることができるという形になっております。一方で、個別の企業・団体等の販売計画、営業計画等については、総じて秘匿性が高いことから、公開することにより当該法人・団体の正当な利益を害するという点で、情報公開条例における非公開事項に該当してしまうこととなります。このため、「今後の共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）」の中で、この点についても今回の教訓として整理させていただいております。

まず、企業等の民間事業者と共創・協働の取組を行う場合は、民間事業者に関する情報の提供には一定の限界があるということを経験済みで、県民の皆様方とも共有する。その一方で、取組に関連する重要な情報に関しましては、外部への情報提供の在り方等について事前に民間事業者と取り決めておくことなどを検討する必要があるという形で整理しているところでございます。

今後、今回取りまとめたポイント（留意点）を踏まえて、事業への当てはめ方をどうするかということについて具体的な検討を行い、しっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

初めに、ひきこもりに関する動向調査の実施についてでございます。

議員御指摘のとおり、経年変化を含めたひきこもりに関する調査は、県の施策を検討する上

で意義のあるものと認識しております。一方、平成31年に県内民生委員に対するアンケートにより行った調査では、ひきこもり状態にある一人暮らしの方の情報収集が極めて困難であったことから、民生委員の皆様にも時間的・労力的に多大な御負担をおかけするなど課題もあったところでございます。

加えて、昨今では、個人のプライバシー保護の観点から特に慎重な配慮が求められていることから、調査の在り方や方法については、市町村や関係団体等との連携、人的・財政的リソースの確保を含め、今後研究してまいります。

次に、A型事業所の状況及び支援策についてでございます。

本年3月現在の県内A型事業所数は75か所、利用者数は1,200人となっており、5年前と比較して、事業所数は20か所、利用者数は約400人増加しております。しかしながら、一部のA型事業所の経営が厳しくなっている背景としましては、昨年度の報酬改定で、生産活動が低調な事業所への評価が厳しくなるなど、配点が見直されたことがございます。

これを踏まえ、県では、A型事業所の生産活動の活性化を含めた安定運営を図るため、業務効率化に向けたICT導入の支援、人材確保や職場環境改善の取組に対する助成、賃金向上達成指導員配置加算等算定可能な報酬の情報提供などを実施しており、引き続きA型事業所に対して必要な支援を行ってまいります。

最後に、ひきこもりの本人の意向に沿った就労支援についてでございます。

県では、ひきこもりの方を含む生活困窮者からの就労や生活全般の相談に応じるため、県下26か所に生活就労支援センター「まいさぼ」を設置しております。まいさぼでは、ひきこもりの期間が長いなどの理由によりすぐに就労することが困難な方については、県が実施する就労準備支援事業につないでおり、身だしなみや挨拶に関する指導助言、基本的なコミュニケーション力の育成など、本人の状況に応じて丁寧な支援を行っております。

さらに、就労準備支援事業を利用してもなお一般就労への移行が難しい方に対しては、清掃や農作業の補助業務に従事しながら就労支援プログラムに基づいた訓練を受けていただく中間的就労を紹介しているところです。引き続き、まいさぼにおけるきめ細やかな就労準備支援、中間的就労等により、ひきこもりの方の意向に寄り添った就労支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）信州F・POWERプロジェクトについては、今のところ順調に稼働しているようですので、このまま順調に稼働していくことを願って、今回でこの件についての質問は最後にしたいと思います。

ユニバーサル就労につきまして、以前、本会議において、8050問題について議論された経過

がありますが、このとき、ひきこもりも一つの生き方で、行政などが家庭に首を突っ込むようなことをすべきではないという意見もありました。しかし、ひきこもり状態にある人の中には、社会復帰したいのに踏ん切りがつかない人もいて、こうした方々の背中を誰かが一押しすることにより社会復帰した事例も多くありますので、そうした支援の強化を要望して、次の質問に移ります。

次に、米の政策について伺います。

私は、お米を買ったことがありません。私の家の倉庫には売るほどのお米があります。私は40年間稲作を行ってきました。しかし、今のままの販売価格では、収支計算をしてみると当然赤字であります。にもかかわらず、なぜ稲作を続けてきたのか。その一つの理由は、先祖伝来の農地を荒らしておくことができないこと、そして、何より、私の家の倉庫に私と子供たち家族1年以上の米が保管してあることは、とても安心感を得られることであります。

さらに、1993年、冷夏による米不作で平成の米騒動が起きました。このとき、私は、いずれまた何かの理由で米不足騒動が起きるのではないかと考え、お米を作り続けてきました。そして、予感当たってしまい、今日の令和の米騒動が起きてしまいました。

そこで、私は生産者の立場でこのたびの米騒動について質問したいと思います。

令和の米騒動の特徴は、価格高騰であります。去年の2倍以上の価格となり、政府は、今、米価格の低下に躍起となっています。

そこで、まず、このたびの米騒動は、これまで進めてきた農業政策の何に起因して起こってしまったのか。県農政部の見解を農政部長に伺います。

このたびの米騒動が起こってしまった原因について様々語られていますが、直面している問題として、米価格高騰によって生活困窮者への米供給が滞っていて、特にフードバンクやこどもカフェへの寄附が極端に減り、困窮しているとのことであります。

そこで、本定例県議会において、フードバンク団体への米等緊急支援事業として9,335万円が計上されました。直ちに執行していただきたいのですが、その支援方法は、米券や現物支給ではなく、フードバンクが米を購入した費用を県が負担するとのことであります。こうした方法ですと、あまねく全ての生活困窮者にお米が届くのか、懸念が残ります。

その理由は、まず、フードバンクが購入したお米は各地域のこどもカフェに分配されるわけですが、周辺部にはこどもカフェがないところが多く、全ての生活困窮者家庭の子供がこどもカフェを利用しているわけではなく、また、こどもカフェは生活困窮者でない人も利用しています。したがって、こどもカフェへの食料品の現物支給ということでは、生活困窮者の子育て世帯等を中心に幅広く支援するというこの事業の目的からずれるのではないかと思います。

したがって、ガソリン券同様、住民税非課税世帯の家族の人数に比例して市町村役場等を通

じて米券を配付するべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

いずれにしても、いまだこのたびの米騒動の明快な原因は解明されていませんが、減反政策から米増産に180度転換しなければならないことは明白であります。しかしながら、耕地面積が狭く中山間地に小さな田んぼが点在している本県にとって、農地を集積し、規模拡大することは困難であります。

そこで、本県における増産の方策として幾つか提案してまいります。

中山間地の田んぼは、単に米生産の場ばかりでなく、洪水防止、土砂災害防止など多面的な役割を果たしていて、ある種の社会インフラと捉えるべきであります。したがって、中山間地の小規模田んぼを維持することは重要です。

しかし、今、こうした中山間地の状況は、先ほど清水議員が述べたとおりであります。中山間地の他の社会インフラであるとするならば、国や地方自治体は公費を投じてその維持を図らなければならないと思います。

これまでの本県における土地改良事業は、減反政策に沿って田んぼから畑に転換する土地改良事業を進めてきましたが、この施策を見直し、田んぼを1区画の併合拡大とともに、こうした中山間地の田んぼ保全にも事業費を厚く充当していくべきではないでしょうか。農政部長に伺います。

いずれにしても、今後、稲作農家を維持していくには、低コスト稲作と反収の増加策を図らなければならないと考えます。低コスト稲作の一つの方法として、乾田直播が注目されています。農業試験場において乾田直播の試験栽培と普及を図るべきだと思いますが、伺います。

さらに、反当たりの増収方法として、刈り取り後に耕起せず、もう一度同じ穂から収穫する1.5期作も注目されていますが、本県においても1.5期作が可能かどうかの試験を農業試験場において行うべきと考えますが、農政部長に伺います。

また、我が国はお米のゲノム解析の研究が断トツで世界トップです。そこで、本県の気候に合ったおいしい多収米の開発も農業試験場において品種改良をすべきと思いますが、農政部長に伺います。

また、本県のお米のブランド化も必要と考えます。毎年の猛暑により、今や良質米の産地は新潟県ではなく、北海道や標高の高い本県です。今後は、科学的分析による食味値の高さを売りにした長野県産米のブランド化を図るべきと考えますが、農政部長に伺います。

政府は、米の輸出について、2030年までに24年実績の4.6万トンから8倍の35万トンとする目標を掲げました。現時点では米の輸出促進という状況ではありませんが、今後の米の生産拡大という面から、また有事には輸出米を国内消費に回すための食料安全保障という観点からも輸出拡大を図らなければならないと考えます。本県としてどのような策をもって輸出拡大を

図っていくのか、伺います。

最後に、今、連日のようにメディアでは安い備蓄米を求めて行列がなされている光景が流れていて、昨年産米の米の割高感をあおる報道もあり、消費者は不安を募らせていて、買い占めを誘発する一因ともなっています。

総務省の家計調査の集計では、2024年度の2人以上の家庭の米購入量は、この米価格高騰下であっても前年比6.7%増加していることが分かりました。したがって、米離れは起きておらず、こうした消費者の行動が一層、米不足感を増幅しているようであります。

私は、8月になり、新米が出始めるときになれば、民間や生産者が今抱えている在庫米が一気に吐き出されてくると思います。改めて、生産、流通、消費、それぞれの関係者が安心できる取組が必要と考えますが、農政部長に所見を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には米関係で6点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

初めに、今回の米騒動の農業政策上の要因についてですが、国は、米の需給見通しの予測の基となる統計手法に一因があるとして、作況指数の公表を取りやめるとしてありますが、これら農業政策上の要因以外にも、猛暑の影響による流通の減少や急激な需要拡大など様々な要因が複合的に絡み合ったものとの指摘もあり、現在詳細な要因分析が行われているところでございます。

次に、中山間地域における水田の保全についてでございます。

本県では、平たん地域を中心に、水田の区画拡大とともに、麦、大豆等の栽培のための水田の汎用化、高収益作物を導入するための水田の畑地化などの基盤整備に取り組んできたところでございます。また、営農条件が不利な中山間地においては、地形条件に応じて生産効率を高める水田の区画拡大を実施しており、これに併せて用水の管理を省力化できる自動給水栓の導入などの基盤整備も進めているところでございます。

今後も、地域が目指す農業の方向性を踏まえながら、水稻中心の営農を目指す中山間地域においては、こうした基盤整備に事業費を重点的に配分し、水田の保全を図ってまいります。

次に、農業試験場における試験研究等についてでございます。

代かきをせずに直接水田に種をまく乾田直播栽培は、本県では平成15年に指導者向けのマニュアルを作成しましたが、有効な雑草防除対策が少ないことなどにより、県内での普及は困難な状況です。このため、本県では、雑草防除が比較的容易な、代かきをして直接水田に種をまく湛水直播栽培の普及を図っているところでございます。

1.5期作につきましては、福岡県で通常の約1.3倍の収量を得たとの国の研究機関の報告がご

ございますが、冷涼な本県においては、2回目の収穫までに必要な温度が足りないことから、増収技術とすることは難しいと考えております。

品種開発につきましては、食味が良く、多収の県オリジナル品種「風さやか」を平成23年に開発し、普及しているところでございます。今後は、温暖化が進む環境下においても品質と収量を両立できる新たな品種開発を進めているところでございます。

次に、食味値を売りにした米のブランド化についてでございます。

県では、平成16年度から、全国に先駆けて県産米のおいしさと品質を審査・認定する長野県原産地呼称管理制度の認定を開始し、米の品質向上とブランド化に取り組んでおり、この認定に当たっては、参考値として、客観的指標である食味値を取り入れております。今後も、原産地呼称管理制度による認定米をはじめ、全国トップクラスの1等米比率を誇る県産米の品質や食味の良さを、食味値等の客観的データも活用し、PRすることで、さらにブランド力を高めてまいります。

次に、米の輸出についてでございます。

国内の人口減少により、今後さらに主食用米の国内需要が減少すると見込まれることから、生産者の所得確保には輸出という新しい販売チャネルも必要と考えています。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画などにおいて、台湾、香港、アメリカ、シンガポールを輸出重点国として位置づけ、集中的な現地プロモーションの実施や現地バイヤーの産地招聘などにより流通業者との関係強化を図っているところです。現在は、米の品薄感に対応するため、国内での流通を第一に進めていますが、将来を見据え、国際市場における県産米の評価を高めることで米の輸出拡大につなげてまいります。

最後に、生産から消費までの関係者が安心できる取組についてでございます。

県では、米の価格高騰と品薄感の状況を把握するため、生産者や集荷・卸売業者、小売、消費者などから意見を聴取したところ、主食用米の増産を求める声のほか、県産米の県内流通量の拡大や、小規模店舗への安定した供給などに関する意見が聞かれました。

こうした意見を踏まえ、県では、生産、流通、消費の関係者による長野県産米確保・流通等検討会議（仮称）を新たに設置し、県産米の安定確保及び円滑な流通に向けて課題を把握するとともに、その解決方法を検討してまいります。将来にわたり、生産者が持続的に米を作り、消費者が安心して入手できるよう、国との連携を図りながら、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には住民税非課税世帯に対するお米券の配付についてのお尋ねでございます。

お米券の配付につきましては、生活困窮者に対する支援の方法の一つであると認識しておりますが、県では、物価高に対する生活困窮世帯への支援として、国の給付金に加え、今年1月補正予算で計上した低所得世帯に対する2万円の給付金の支給を市町村を通して既に始めており、9月までに全対象者に支給する予定でございます。

また、これまでも、生活就労支援センター「まいさぼ」への相談者に対し、長野県フードサポートセンター「ふーさぼ」を通じた食料支援を行っておりますが、今般の米の価格高騰や品薄感に対応するため、本定例会において、米などの食料購入費の増額や支援体制を強化するための補正予算案を提出させていただいたところです。

これらの取組を通じて、生活困窮者に対する米をはじめとする食料支援が十分に行き渡るよう努めてまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）今、小泉農水大臣は、お米の価格低下に躍起となっております。現在、米作り農家の平均年齢は68歳で、私もこの8月で68歳となりますが、もうそろそろお米作りがきつくなってきて、やめようかと思っているところであります。今後、米作り農家が激減していくことは確実です。政府には、一刻も早く米生産者の確保育成策も打ち出していただくことを切望して、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）それでは質問に入らせていただきます。

物価高が続く中、物価上昇を上回る持続的な賃上げを通じて経済の好循環を安定して実現していくためには、中小企業の賃上げのための原資を確保していくことが必要であり、そのための適切な価格転嫁の促進と生産性の向上が極めて重要です。地元中小企業経営者からは、取引先に価格交渉を申し出ても受け入れられない、価格転嫁の必要性は理解されていても、競争環境が厳しく、転嫁に踏み切れないといった声が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県としてどのように価格転嫁の促進と、それによる賃上げの実現を後押ししていくのか。以下、具体的にお尋ねいたします。

帝国データバンクの2025年2月の調査によれば、本県の価格転嫁率は43.7%と、全国平均を上回るものの、依然としてコスト上昇の半分以上を企業が自己負担している状況です。とりわけ、小売業や運輸・倉庫業など構造的に価格転嫁が困難な業種では、賃上げ原資の確保すら難しいという実態があります。

県では、これまで、下請かけこみ寺や長野県よろず支援拠点、パートナーシップ構築宣言企

業の支援などを通じて価格交渉支援に取り組んできたと承知しております。物価上昇が継続する中で、これらの支援策は十分に機能しているのでしょうか。具体的な県内中小企業に対する価格交渉・転嫁の支援実績や効果、また、相談件数や支援を受けた企業の成果等について伺います。

今回、県では、長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を作成し、さらなる対策を講じるとされておりますが、この内容も含めてお聞きしていきます。

現在、価格転嫁支援は、業種横断型が中心となっており、一律の支援策では、特に価格転嫁が難しい業種や従業員数10人未満の小規模事業者への効果が限定的です。こうした実態を踏まえて、業種別・費目別の価格転嫁率の把握と、それに基づく専門人材の派遣等、きめ細かな支援の重点化が必要と考えますが、県としての現状把握と対応について伺います。

中小企業の価格交渉を阻んでいる背景の一つに、取引継続への不安、報復的な取引停止への懸念があります。このため、発注側の理解と責任ある行動が不可欠であり、県としても下請法や独占禁止法の遵守を促す働きかけや商工団体を通じたガイドラインの徹底が求められます。県は、大手取引企業に対して、適正取引やパートナーシップ構築を求める姿勢をさらに強める考えはあるのか、伺います。

価格転嫁は、何よりも交渉力が不可欠です。交渉スキル向上を図るための実践的な研修、ワークショップの充実や地域商工団体との連携強化とともに、各商工会、商工会議所単位でのきめ細かな交渉スキルの向上を今進めるべきと考えますが、取組方法を伺います。

物価上昇や人件費高騰が続く中で、県内の中小企業にとって、適切な価格転嫁の実現は、経営の生命線とも言える課題であります。国や県、市町村、さらには商工団体や業界団体によって、価格交渉支援や専門相談、補助金など様々な支援メニューが用意されていることは評価されるべき点であります。

しかし、現場の実態として、そうした支援情報がそもそも知られていない、どこに相談していいのかわからないといった声がいまだに多く上がっております。特に、小規模事業者や個人事業主、また業界団体に属さない事業者にとっては、情報アクセス自体が困難であり、制度と現場との間に大きな情報の壁が存在しているのが実情です。物価高で悲鳴を上げる県民の賃上げを確実に実行していくための企業の賃上げ原資の確保のために、徹底的な情報格差を埋める工夫をお願いしたいと思います。

私から2点提案させていただきます。

1点目に、本年2月の定例議会にて我が会派の加藤議員から提案いたしました価格転嫁サポーターについて、再度提案をさせていただきます。

埼玉県が行っている価格転嫁サポーター制度は、価格交渉が難しい中小企業において、金融

機関の職員が、情報の伝道師として、県内17金融機関から選出された4,406人の支店職員さんに支援情報の浸透を図るための一翼を担ってもらい、成果を上げています。この制度を通じて、金融機関職員によるきめ細かな情報提供が広がり、企業のパートナーシップ構築宣言の登録数が、2023年9月の約1,500社から2025年3月には6,400社に急増し、全国2位の実績です。価格転嫁の実績や価格交渉意欲も着実に改善しており、行政と民間が連携した伴走型支援の好事例として非常に注目されております。

長野県の今回の支援パッケージでも、金融機関等の職員による事業者への支援策の浸透を図るプッシュ型の情報発信を行うとしておりますが、さらには、長野県がサポーターとして認証を行って、実績により表彰も行うなど、伝わる情報のネットワーク体制強化の一員として位置づけ、最大限の協力をいただくべきと思いますが、価格転嫁サポーター制度の創設について所見を伺います。

2点目に、優れた制度も、必要とする人に届かなければ意味がありません。中小企業にとって価格転嫁や経営の転換は今すぐの課題であり、スピードと実行性が求められます。加えて、日々忙しく情報を取りに行くことが困難な中小・小規模事業者へのデジタルによるプッシュ型の情報提供も必要です。

そこで提案したいのですが、LINE等のコミュニケーションアプリを活用したプッシュ型の情報発信の構築について検討してはいかがでしょうかと思いますが、御見解をお聞きいたします。以上、産業労働部長に伺います。

最後に、知事にお聞きいたします。

賃上げと価格転嫁は両輪であり、一方が欠ければ持続可能な経済成長は望めません。県内中小企業が人材確保定着のために賃金を引き上げ、それを価格に適切に転嫁し、消費者や発注者もそれを支えるという好循環をつくる戦略が今こそ重要です。県として賃上げを下支えする価格転嫁の促進を中長期的な地域経済の戦略としてどう位置づけているのか、お聞きいたします。

また、発信することから届くこと、そして活用されることを目的とした広報の在り方、いかに現場で活用され、県民に喜んでもらっているか、最終目的とした県全体の姿勢が求められます。

私は、伝わる情報の発信の根幹は、知事をはじめ執行部の熱量と覚悟であり、必要としている県民一人一人に情報を届けるんだ、この強い思いの熱伝導であるというふうに思っております。長野県の物価高騰を上回るさらなる賃上げの実現のために、県内全ての中小企業に、県の現地機関の全職員、そして地方銀行の支店職員等のお力を借りながら、あらゆる情報伝道師になり得る全ての方の協力によって徹底的に情報格差の解消に努めるべきと考えます。必要とする全ての方に情報が届き、活用されている状況までを意識したさらなる情報の届け方について

どうあるべきか、知事の御見解を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には価格転嫁の関係で6問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、価格転嫁の支援実績についてですが、県では、令和7年3月から6月までを価格転嫁重点実施期間として価格転嫁促進アクションを実施しております。具体的には、各地域振興局に地域価格転嫁サポート窓口を設置し、事業者へ価格転嫁の重要性を広報するなど啓発に努めるとともに、価格転嫁交渉サポートセミナーを開催し、出席された約300名の事業者の方々に対し、交渉資料の作成方法や交渉の進め方などを研修したところです。先ほど議員御指摘の調査の数字とは大きく異なりますが、県の調査では、取組の結果、コスト上昇分の一部でも価格転嫁できたと回答した割合は、令和6年1月の82.6%から、令和7年4月の調査で84.8%と改善しております。

また、長野県よろず支援拠点では、価格転嫁サポートチームを結成するなど、積極的に事業者からの相談に応じており、令和6年度の価格転嫁に関する相談は534件と、令和5年の112件に対し5倍となっております。助言を受けた事業者からは、価格転嫁の方法がよく分かった、価格転嫁に成功し黒字になったなどの声が届いているほか、自社の強みを認識できた、社員とのコミュニケーションが活性化したなど、価格転嫁の実現にとどまらず成果が得られたという声も寄せられているところです。

次に、業種別・費目別の価格転嫁率についての御質問です。

県が4月に実施した事業者への調査では、小売業や飲食業において価格転嫁できた割合は4割程度と相対的に低い数字となっております。また、費目別では、特に労務費が5割弱と価格転嫁が進んでいない状況となっております。これは、小売業や飲食業は競争が激しく、顧客離れを心配して価格転嫁ができないといった声が聞かれておるほか、労務費については、発注者側で生産性向上により吸収すべきという意識が強いといった状況があると認識しております。そのため、引き続き価格転嫁の必要性を認識していただくような啓発を発注者側に対して強く求めるとともに、今後は、業種や費目ごとに価格転嫁が進まない要因を分析した上で、例えば小売・飲食業については、高付加価値商品の販売を強化し、平均販売価格を高めるなど、消費者に理解を得ながら価格転嫁につながる方法をお伝えするような課題解決につながるセミナーを開催するとともに、事業者の要望に応じて、専門家の直接訪問により、交渉資料の作成方法や交渉ノウハウを説明するなど、業種や事業規模を踏まえたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、適正取引等推進に対する県の姿勢についてのお尋ねです。

受注者側の事業者が価格交渉に伴う取引停止を懸念されることは、議員御指摘のとおりと承知しております。県では、受注者側の事業者の不安を払拭するため、発注者側からの一方的な値下げ要求は下請法で禁止されていることなど、下請法や独占禁止法の遵守を県が実施する価格転嫁交渉サポートセミナーなどで強く周知を図っているところです。

また、令和4年12月に県が経済団体などと共に行った「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」では、サプライチェーン全体での共存共栄が重要と位置づけており、本年3月の価格転嫁促進アクションの開始に合わせて、改めて宣言の周知やパートナーシップ構築宣言を会員企業に促すよう、経済団体と共に実施しているところです。

多くの発注者がパートナーシップ構築宣言を行うことは、適正取引の土壌を培う観点から大変重要であり、県では、令和5年9月にSDGs推進企業への登録要件としてパートナーシップ構築宣言を行っていることを追加するなど、事業者の登録に向けた意欲を促すよう工夫しているところです。これにより、宣言を行った企業数は、令和5年9月の539件から、令和7年6月時点では1,332件と2倍以上に拡大しているところです。

今後は、県の補助事業へ申請する際の要件に追加することなどを検討し、さらに登録に向けた意欲を促すような工夫を進めることにより、宣言を行う企業数の増加を図り、一層の取引適正化に努めてまいります。

次に、交渉スキル向上を図る支援についてのお尋ねです。

価格交渉において、交渉スキルの向上は大変重要であると認識しており、価格転嫁交渉サポートセミナーでは、発注側企業で決裁権限を持つ方と交渉をする、社長名の正式な文書形態で通知をするといった実践的な交渉術に重点を置いた内容をお伝えしております。今後も、新たな受講者の開拓や、既に受講した方へのフォローアップなどの取組を充実し、事業者の価格交渉スキルが向上するよう取り組んでまいります。

また、商工団体や金融機関との連携は重要であると認識しており、価格転嫁に関する情報交換を定期的に行っているところです。加えて、県では、商工団体が行う専門家を活用した研修を支援しており、商工団体の方々には価格転嫁の専門スキルを身につけて指導を行ってもらえる環境を整えているところです。

今後は、地域の商工団体が集まる会議などで地域振興局の職員が県の価格転嫁支援策について説明するなどにより、さらに多くの関係者へ情報を届け、スキルの向上を図りながら適正な価格転嫁につなげてまいります。

次に、価格転嫁サポート制度の創設についてのお尋ねです。

金融機関の皆様との連携は大変有効であり、多くの県の中小企業支援策について御協力をいただいているところです。とりわけ、価格転嫁支援については、金融機関サイドから全ての職

員が事業者へ価格転嫁を促せるよう、分かりやすい配付用広報物の作成や理解促進のための研修会の開催などを要請いただいているところです。

県では、これらの御要請にお応えしながら、金融機関の方々との連携を一層密なものとし、価格転嫁支援をはじめとする各種県施策に関する情報が個々の事業者が届くよう、環境の整備に努めてまいりため、御提案の価格転嫁サポーター制度については有効と考えますので、制度の内容を研究し、金融機関の方々の御協力を得ながら、今後制度を創設してまいり所存です。

最後に、プッシュ型の情報発信についてのお尋ねです。

商工団体の皆様との懇談の中でも、ホームページに載せておくだけでは情報が届かないとの声をいただいているところです。そのため、長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージにおいてもSNSの活用によるプッシュ型の情報発信に努めることとし、金融機関や経済団体など関係機関へも御協力をお願いしたところです。

御提案いただいたLINEによる情報発信は大変有効であると考えており、県の公式アカウントに事業者向けの情報を掲載していくことを実施していきたいと考えております。その上で、今後は、実戦的な価格転嫁の交渉術を収録した動画や価格転嫁の成功事例をまとめた事例集といったコンテンツを作成し、事業者の皆様にお届けしていきたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には賃上げ実現となる価格転嫁の実現に関して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、価格転嫁促進の中長期的な地域経済戦略としての位置づけについてという御質問でございます。

持続可能な経済成長を実現していくためには、十分な賃上げと価格転嫁を両輪で機能させていくということが極めて重要で不可欠だというふうに考えております。こうした観点は、しあわせ信州創造プラン3.0の中にも盛り込ませていただいているところでありまして、先ほど来産業労働部長から御答弁申し上げているように、様々な取組をこれまでも進めてきているところでございます。

こうした価格転嫁や賃上げの歩みがとどまることがないように、今般取りまとめさせていただきました長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0におきましても、価格転嫁の促進、そして賃上げ環境の整備を主要な課題として掲げ、中小企業における価格転嫁を強力に後押しするための業種ごとの適切な価格交渉サポート等に取り組んでいくこととしているところでございます。

もとより、価格転嫁や賃上げは関係機関と協力して取り組んでいくということが重要だと考

えております。長野県政労使会議などの場を生かし、国、県、労働団体、経済団体などあらゆる関係者と課題や問題意識を共有して、協力して取組を進めていきたいと考えております。

もう一点、情報発信について御質問をいただきました。必要とする全ての方に情報が届き、活用されている状況までを意識した情報の届け方についてどうあるべきかという御質問でございます。

御質問のとおり、県の施策は、県民の皆様方に広く認知されてこそ、その効果を十分に発揮するものというふうに考えております。県の職員には、共感力、政策力と併せて発信力を身につけてほしいということをもずっと求めてきたところではありますが、私の思いは、県の取組は、全ての県民や納税者の皆さんの支えの下で行っている事業でありますから、やっていることが県民の皆様方に届かなければ、これはやっていないに等しいというふうに思っていますし、また、いろいろな施策に対するフィードバックをいただいてこそ次の政策につながるというふうにも思っています。

特に、御質問にありましたような様々な支援策については、本当に必要とされる事業者の方に届かなければ、幾らいろいろな政策を考えてもほとんど意味を成さないというふうに思っておりまして、御指摘の点は私自身も全く同様の思いでございます。

そういう観点で、先般開催した米国関税に係る長野県連絡協議会でもいろいろと御議論をいただく中で、例えば、経済団体の皆様方からは、ホームページの情報を確認する余裕は小規模事業者にとってはなかなかないといったような御指摘もいただいているところでございます。そうしたことから、本年度は、伝わる広報の実現というものを掲げて、県全体で本来あるべき広報の在り方を愚直に追求して、次元の異なる広報をしていかなければいけないというふうに考えております。

こうしたことから、6月13日に発表させていただいた今回の物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0におきましても、普通は入れないと思いますが、4本目の柱として伝わる情報発信というものをあえて位置づけさせていただき、関係職員全てがしっかりと広報を意識して取り組んでいきたいというふうに考えております。

従来型の手法だけではなく、プッシュ型の情報発信ということで、御質問にもありましたように、金融機関、商工団体の皆様方とも連携しながら、事業者の皆様方に具体的な支援策が浸透するように取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、様々な団体の総会やいろいろなセミナーの場に県の職員が訪問する機会が色々ございますので、こうした場でもしっかりと施策のPR、呼びかけを行っていくようにしていきたいと思っております。

先般、私自身も商工会議所連合会の総会に出席させていただき、県の施策のPRをさせていただいたところでありますが、おかげさまで、早速県内各地の商工会議所の会報に県の施策を

掲載していただくこととなっているというふうに伺っているところでございます。

ネットの時代、AIの時代でありますので、とにかくデジタルを通じた情報発信というところに目が向きがちであります。清水議員の御質問にもあったように、やはり我々の思いや熱量、どうしてこういう政策をやっているのか、どういう人たちにこういうものを活用してもらいたいのか、こうしたことは、通り一遍の文章ではなかなか伝わらないというふうに思います。そういう意味では、私も含めて県職員全体で熱量をしっかりと持って、伝わる広報の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君） 御答弁いただきました。伝わる広報、伝わる情報ということで、私たちも、地元にありますと、なかなか政策が伝わっていない、こんなもどかしい場面が多くあります。

県の政策をつくる側にとって、最終目的を見据えた広報の在り方が大変大事であって、政策立案の効果をしっかり上げていくためには、とにかく隅々まで情報が行き渡る、ここに……

○議長（依田明善君） 清水純子議員に申し上げます。申合せの時間が経過いたしましたので発言を終了願います。

○39番（清水純子君） 尽力していくことが大事であるというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時57分延会